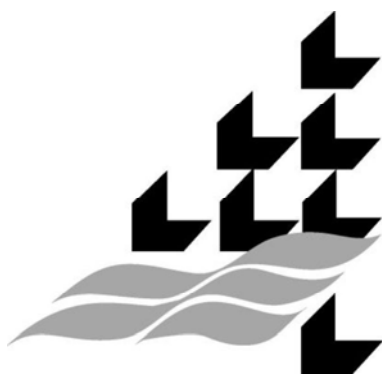


平成27年度

要 望 書



一般社団法人 茨城県建築士事務所協会

〒310-0852 水戸市笠原町 978-30 建築会館 2 階

TEL 029-305-7771 FAX 029-305-7791

ホームページ <http://www.i-jk.org>

メールアドレス ikyokai@i-jk.org

平成 2 7 年 9 月

殿

要 望 書

建築が国民生活及び社会環境の形成に及ぼす影響は大きく、建築物の質の向上は社会的要請となっております。

建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るため、下記のとおり要望いたしますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- I 新業務報酬基準制定に伴う建築物の設計等業務発注に関する
要望
- II 耐震診断並びに耐震補強計画業務に関する要望
- III 既存学校建築物の耐力度測定業務に関する要望
- IV 木造住宅耐震診断業務に関する要望
- V 特殊建築物定期報告並びに定期点検業務に関する要望

一般社団法人 茨城県建築士事務所協会
会 長 横 須 賀 満 夫

I 新業務報酬基準制定に伴う建築物の設計等業務発注に関する要望

平成21年1月に建築士法第25条の規定に基づく業務報酬基準の告示が改正されました。これは、建築士事務所の業務実態を踏まえたものであり、業務報酬の合理的かつ適正な算定に資することにより、設計業務の適切かつ円滑な実施を推進するものであります。

つきましては、新業務報酬基準を尊重し、遵守されますよう強く要望いたします。

併せまして、建築は、基本設計・実施設計・工事監理業務を一体的に行うことにより質の高い建築物ができるものであります。同一事務所へのご発注、及び当協会会員事務所へご下命下さるよう特段のご配慮をお願いいたします。

I－1 新業務報酬基準の採用及び遵守について

建築物の設計・工事監理業務及び耐震診断・耐震改修に係る業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づき、国土交通大臣が定めた業務報酬基準（告示第15号及び告示670号）に準拠した契約が行われますよう強く要望いたします。

業務報酬基準は、建築士法第25条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法や基準等を国土交通大臣が告示で示したものです。建築物の安全性の確保と質の向上を図るには、設計・工事監理業務が、適切かつ円滑に実施されるよう、業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが必要です。

しかしながら、建築物の設計・工事監理の発注においては、価格競争入札により、著しく低い報酬額で契約せざるを得ないケースが多く、業務の低下を招く恐れがあり、結果として国民の利益につながらないことから、構造計算書偽装事件を契機として、業務報酬基準の見直しが行われ、平成21年に国土交通大臣により告示第15号として新たに業務報酬基準が定められ、平成27年5月には耐震診断・耐震改修に係る業務報酬基準（告示第670号）が定められました。

さらに、平成27年6月に施行された改正建築士法の第22条の3の4では、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約を締結するよう努めなければならないとする規定が設けられました。

また、平成26年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「公共工事品確法」という）の一部が改正され、公共工事の品質が確保されるよう、予定価格の適正な設定等必要な措置を講ずることが、発注者の責務として定められました。

つきましては、新しい業務報酬基準の意義を十分理解され、その実効性を高めるためにも、建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、これを尊重し、遵守して契約されますよう特段のご配慮を宜しく願います。

I－2 入札方式によらない発注方式の採用について

建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望いたします。

しかし、やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、改正「公共工事品確法」第24条に基づき、公共工事に準じる措置として、同法第7条第1項3号に規定された「低入札価格調査基準」や「最低制限価格」の設定を実施されるよう要望いたします。

平成17年に施行された「公共工事品確法」に基づく基本方針では、「公共工事に関する調査・設計の契約にあたっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある」と示されました。

さらに、平成26年6月に「公共工事品確法」の一部が改正され、将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ発注関係業務を適切に実施することが、発注者の責務として明確化されました。

また、平成19年には、「環境配慮契約法」が施行され、国、独立行政法人の発注する建築物の設計は、原則的に「環境配慮型プロポーザル」とすると規定されました。

このような状況の中、まだ多くの地方自治体では、残念ながら公共建築物の設計・工事監理業務の発注において価格競争による入札方式が採用され、厳しい経済状況の中、さらなる低価格入札が生じております。価格による設計者選定は、設計等の業務の品質低下を招き、ひいては建築物の品質の低下につながる恐れがあり、「公共工事品確法」や「環境配慮契約法」の趣旨にも反することになります。

社会資産としての建築物は、質の高いものでなければならないことは当然のことであり、建築設計等の業務は、その品質により建築物の質を大きく左右するものであります。

従いまして、建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、「公共工事品確法」の趣旨に則り、価格以外の要素を考慮した選定方式を採用されますよう特段のご配慮をお願いします。

しかし、やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、改正「公共工事品確法」第24条に基づき、公共工事に準じる措置として、同法第7条第1項3号に規定された「低入札価格調査基準」や「最低制限価格」の設定を実施されますようお願いいたします。

I－3 賠償責任保険の加入を条件とすることについて

建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件としていただくよう要望いたします。

平成17年末に発覚した構造計算書偽装事件では、建築士事務所の信頼性が極めて損なわれ、建築士事務所の損害賠償責任についての担保の重要性が指摘されました。その結果、平成18年6月の改正建築士法では第24条の6「書類の閲覧」の条文に「建築士事務所の開設者は、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類を閲覧させなければならない」旨規定されました。

さらに、平成27年6月に施行された改正建築士法第24条の9では、「建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されました。

このように賠償責任保険への加入等への措置は極めて重要なことであり、建築士事務所の保険への加入促進は建築主に対する義務を果たすとともに、建築士事務所の経営基盤の安定のため、欠かすことのできない施策になっていくことと考えます。

従いまして、建築物の建築設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、建築士事務所の賠償責任保険の加入状況を十分考慮いただきますようお願いいたします。

I－4 建築ＣＰＤ情報提供制度の実績の活用について

建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築ＣＰＤ情報提供制度」（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）の実績を活用していただけるよう要望いたします。

建築ＣＰＤ情報提供制度は、建築士等の継続職能・能力開発の一層の推進を図るため、平成１８年に建築関係諸団体（１１団体）が、それぞれ独自のＣＰＤ制度を活用・統合する形で、新たに立ち上げた制度（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）で、建築士等が、一定の審査基準に従い認定された研修等を履修した実績を記録・管理し、その内容を証明することで、委託者が、業務を担当する建築士等を評価することができる仕組みとなっています。

本制度により、いずれの建築関係団体に所属する建築士等であっても、共通の基準による講習・研修等の受講実績を統合的に管理・評価することが可能となりました。また、より一層の充実・円滑な運用に向け、平成２３年４月１日から、推奨単位（１２単位）を設定しました。

既に、国土交通省では、平成２０年５月に、官庁営繕事業における設計及び工事監理業務の受注者選定に際し、担当する建築士等の評価の対象に、本制度の実績を組み入れる方針を決定するとともに、一部の地方自治体におきましても、設計者選定等において、本制度の実績を活用する試みが広がっており、制度の規模も拡大しているところです。

さらに、平成２７年６月に施行された改正「公共工事品確法」の第３条第１１項では、公共工事の品質確保に当たっては、技術者の能力が資格等により適切に評価され十分に活用されることにより、品質が確保されるようにしなければならないと定められ、その適切な評価基準等として、建築関係諸団体が共同で参画・運営する本制度を活用することが、最も効果的かつ公平な手段となり得ると考えます。

従いまして、建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、「建築ＣＰＤ情報提供制度」をご活用されますよう特段のご配慮をお願いします。

国土交通省告示第十五号

○国土交通省告示第十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成二十一年一月七日

平成二十一年六月四日（一部改正）

国土交通大臣 金子 一義

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次のイからニまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

ハ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

ニ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、

研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからハまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ハ又はニにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、別添二に掲げる建築物の類型ごとに別添三に掲げる床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあっては、その略算方法によることができないものとする。

イ 直接人件費

設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、別添二に掲げる建築物の類型に応じて、通常当該業務に従事する者一人について一時間あたりに要する人件費に別添三に掲げる標準業務人・時間数を乗じて算定する方法

ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に一・〇を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- 2 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数から行われたい業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。
- 3 第一項イに定める算定方法において、別添四に掲げる業務内容など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数に当該業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定するものとする。
- 4 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十四年建設省告示第千二百六号は、廃止する。

別添一

標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

1 設計に関する標準業務

一 基本設計に関する標準業務

建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあつてはロ（1）に、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあつてはロ（2）に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ 業務内容

項目		業務内容
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関と打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

ロ 成果図書

(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図

		⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図 ⑩ 工事費概算書
(2)	構造	① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書 ③ 工事費概算書
(3)	設備	
	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iv) 昇降機等	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
3 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
4 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
5 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
6 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

(2) 戸建木造住宅に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 仕様概要書 ② 仕上概要表 ③ 配置図 ④ 平面図（各階） ⑤ 断面図 ⑥ 立面図 ⑦ 工事費概算書
(2) 構造	① 仕様概要書 ② 工事費概算書
(3) 設備	① 仕様概要書 ② 設備位置図（電気、給排水衛生及び空調換気） ③ 工事費概算書

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書の中に含まれる場合がある。

二 実施設計に関する標準業務

工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあってはロ（１）に、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあってはロ（２）に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ 業務内容

項目		業務内容
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ii) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

□ 成果図書

(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 建築物概要書
		② 仕様書
		③ 仕上表
		④ 面積表及び求積図
		⑤ 敷地案内図
		⑥ 配置図
		⑦ 平面図（各階）
		⑧ 断面図
		⑨ 立面図（各面）
		⑩ 矩計図
		⑪ 展開図
		⑫ 天井伏図（各階）
		⑬ 平面詳細図
		⑭ 部分詳細図
		⑮ 建具表
		⑯ 工事費概算書
		⑰ 各種計算書
		⑱ その他確認申請に必要な図書
(2) 構造		① 仕様書
		② 構造基準図
		③ 伏図（各階）
		④ 軸組図
		⑤ 部材断面表
		⑥ 部分詳細図
		⑦ 構造計算書
		⑧ 工事費概算書
		⑨ その他確認申請に必要な図書
(3) 設備	(i) 電気設備	① 仕様書
		② 敷地案内図
		③ 配置図
		④ 受変電設備図
		⑤ 非常電源設備図
		⑥ 幹線系統図
		⑦ 電灯、コンセント設備平面図（各階）
		⑧ 動力設備平面図（各階）
		⑨ 通信・情報設備系統図
		⑩ 通信・情報設備平面図（各階）
		⑪ 火災報知等設備系統図
		⑫ 火災報知等設備平面図（各階）
		⑬ 屋外設備図
		⑭ 工事費概算書
		⑮ 各種計算書
		⑯ その他確認申請に必要な図書

(ii)給排水衛生設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図（各階） ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図（各階） ⑧ 排水処理設備図 ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ⑫ 工事費概算書 ⑬ 各種計算書 ⑭ その他確認申請に必要な図書
(iii)空調換気設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 空調設備系統図 ⑤ 空調設備平面図（各階） ⑥ 換気設備系統図 ⑦ 換気設備平面図（各階） ⑧ その他設置設備設計図 ⑨ 部分詳細図 ⑩ 屋外設備図 ⑪ 工事費概算書 ⑫ 各種計算書 ⑬ その他確認申請に必要な図書
(iv)昇降機等	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 昇降機等平面図 ⑤ 昇降機等断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 工事費概算書 ⑧ 各種計算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

(2) 戸建木造住宅に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図（各面） ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図 ⑬ 建具表 ⑭ 工事費概算書 ⑮ その他確認申請に必要な図書
(2) 構造	① 仕様書 ② 基礎伏図 ③ 床伏図 ④ はり伏図 ⑤ 小屋伏図 ⑥ 軸組図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事費概算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書
(3) 設備	① 仕様書 ② 設備位置図（電気、給排水衛生及び空調換気） ③ 工事費概算書 ④ その他確認申請に必要な図書

- (注)
- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 - 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
 - 3 別添二第十五号に該当する建築物については、確認申請に必要な図書のみとする。

三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号ロに掲げる成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

一 工事監理に関する標準業務

前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項目		業務内容
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ii) 質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
	(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するように求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由については建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。
(6) 工事監理報告書等の提出	工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

二 その他の標準業務

前号に定める業務と一体となつて行われる次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。
(2) 工程表の検討及び報告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。

(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
	(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6) 関係機関の検査の立会い等		建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
	(ii) 最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

別添二

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舍等	分譲共同住宅等
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
十三 戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）	戸建住宅	—
十四 戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）	戸建住宅	—
十五 その他の戸建住宅	戸建住宅	—

(注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。

2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別添三

- 1 別添一第1項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(一)設計の欄に掲げるものとする。
- 2 別添一第2項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(二)工事監理等の欄に掲げるものとする。
- 3 次に掲げる表において、総合の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(1)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(1)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。
- 4 次に掲げる表において、構造の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(2)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(2)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物にあっては1.3、軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上の建築物にあっては1.2、特殊な敷地上の特殊な形状の建築物にあっては1.4を標準とする倍数を、それぞれ該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。
- 5 次に掲げる表において、設備の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(3)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(3)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、中央管理方式の空気調和設備、スプリンクラー設備等の自動式の消火設備などの機能水準が高い設備が設けられる建築物にあっては、1.4を標準とする倍数を該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。
- 6 次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。
- 7 次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

別表第1の1 物流施設（別添二第一号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	450	550	630	760	880	1,100	1,400	1,600	1,900	2,300	2,600
	構造	240	300	350	440	510	640	850	1,100	1,200	1,600	1,800
	設備	220	260	290	350	400	470	590	710	800	950	1,100
(二)工事 監理等	総合	250	280	310	350	380	430	500	570	620	710	770
	構造	100	110	130	140	160	180	210	240	270	300	330
	設備	96	100	110	120	130	140	160	170	180	200	210

別表第1の2 物流施設（別添二第一号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	1,200	1,400	1,600	2,000	2,500	3,000	3,500	4,200	4,800
	構造	350	440	510	640	850	1,100	1,200	1,600	1,800
	設備	290	350	400	470	590	710	800	950	1,100
(二)工事 監理等	総合	760	860	940	1,100	1,200	1,400	1,500	1,800	1,900
	構造	130	140	160	180	210	240	270	300	330
	設備	110	120	130	140	160	170	180	200	210

別表第2の1 生産施設（別添二第二号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	460	570	670	840	980	1,200	1,600	2,000	2,400	3,000	3,500
	構造	270	350	420	540	660	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900
	設備	140	200	250	340	420	570	850	1,200	1,400	2,000	2,500
(二)工事 監理等	総合	380	420	450	500	530	590	670	740	800	880	950
	構造	84	110	120	160	180	230	310	390	460	580	680
	設備	48	63	76	99	120	160	220	280	340	440	540

別表第2の2 生産施設（別添二第二号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	1,500	1,800	2,200	2,700	3,600	4,500	5,300	6,600	7,700
	構造	420	540	660	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900
	設備	250	340	420	570	850	1,200	1,400	2,000	2,500
(二)工事 監理等	総合	1,100	1,200	1,300	1,400	1,600	1,800	1,900	2,100	2,300
	構造	120	160	180	230	310	390	460	580	680
	設備	76	99	120	160	220	280	340	440	540

別表第3の1 運動施設（別添二第三号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,300	1,600	1,900	2,300	2,700	3,300	4,300	5,300	6,200
	構造	540	630	700	820	920	1,100	1,300	1,500	1,700
	設備	490	570	650	760	860	1,000	1,200	1,500	1,600
(二)工事 監理等	総合	710	840	940	1,100	1,300	1,500	1,800	2,200	2,400
	構造	250	260	260	270	280	290	310	320	330
	設備	190	220	250	290	320	380	460	540	600

別表第3の2 運動施設（別添二第三号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	2,200	2,700	3,200	3,900	5,100	6,200	7,200
	構造	700	820	920	1,100	1,300	1,500	1,700
	設備	650	760	860	1,000	1,200	1,500	1,600
(二)工事 監理等	総合	940	1,100	1,300	1,500	1,800	2,200	2,400
	構造	260	270	280	290	310	320	330
	設備	250	290	320	380	460	540	600

別表第4の1 業務施設（別添二第四号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,000	1,200	1,400	1,700	1,900	2,300	2,800	3,400	3,800
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400
(二)工事 監理等	総合	460	520	560	630	690	780	900	1,000	1,100
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830

別表第4の2 業務施設（別添二第四号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一) 設計	総合	2,000	2,400	2,700	3,300	3,700	4,400	5,500	6,500	7,400	8,800	10,000
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000	2,500	2,800
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400	3,100	3,800
(二) 工事監 理等	総合	890	1,000	1,100	1,200	1,300	1,500	1,700	2,000	2,100	2,400	2,600
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370	420	460
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830	1,100	1,400

別表第5の1 商業施設（別添二第五号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	910	1,100	1,200	1,400	1,500	1,700	1,900	2,300	2,600	2,900
	構造	310	380	460	520	620	700	840	1,100	1,300	1,400
	設備	280	340	400	450	530	590	690	840	990	1,100
(二)工事 監理等	総合	620	660	700	730	770	800	850	910	960	1,000
	構造	110	130	150	160	190	200	230	270	300	330
	設備	110	130	150	170	190	220	250	300	350	390

別表第5の2 商業施設（別添二第五号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	1,200	1,400	1,600	1,700	2,000	2,200	2,500	3,000	3,400	3,700	4,300	4,700
	構造	310	380	460	520	620	700	840	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900
	設備	280	340	400	450	530	590	690	840	990	1,100	1,300	1,500
(二)工事 監理等	総合	1,200	1,300	1,400	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
	構造	110	130	150	160	190	200	230	270	300	330	370	400
	設備	110	130	150	170	190	220	250	300	350	390	450	490

別表第6の1 共同住宅（別添二第六号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,100	1,300	1,600	1,900	2,200	2,800	3,600	4,500	5,200
	構造	510	630	730	910	1,100	1,300	1,700	2,100	2,500
	設備	350	440	510	640	760	950	1,300	1,600	1,900
(二)工事 監理等	総合	570	680	780	940	1,100	1,300	1,600	1,900	2,200
	構造	160	200	240	300	360	460	620	790	940
	設備	150	180	200	240	270	330	410	490	550

別表第6の2 共同住宅（別添二第六号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	2,400	3,000	3,400	4,300	5,600	6,900	8,100	10,000	12,000
	構造	730	910	1,100	1,300	1,700	2,100	2,500	3,000	3,500
	設備	510	640	760	950	1,300	1,600	1,900	2,300	2,700
(二)工事 監理等	総合	1,100	1,300	1,500	1,800	2,300	2,700	3,100	3,700	4,200
	構造	240	300	360	460	620	790	940	1,200	1,400
	設備	200	240	270	330	410	490	550	660	750

別表第7 教育施設（別添二第七号関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	1,100	1,500	1,800	2,300	2,800	3,700	5,200	6,900	8,400	11,000	13,000
	構造	400	520	630	830	1,000	1,300	1,900	2,500	3,000	3,900	4,700
	設備	420	550	670	880	1,100	1,400	2,000	2,600	3,100	4,100	4,900
(二)工事 監理等	総合	480	650	800	1,100	1,300	1,800	2,700	3,600	4,500	6,100	7,500
	構造	120	160	200	280	360	500	760	1,100	1,300	1,900	2,300
	設備	170	230	290	390	490	660	970	1,300	1,600	2,200	2,700

別表第8の1 専門的教育・研究施設（別添二第八号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	2,400	2,800	3,100	3,500	4,200	4,800	5,200	6,000	6,600
	構造	550	690	820	1,000	1,400	1,700	2,000	2,600	3,000
	設備	470	650	820	1,100	1,700	2,400	3,000	4,100	5,200
(二)工事 監理等	総合	790	890	960	1,100	1,300	1,400	1,500	1,700	1,900
	構造	220	260	300	350	440	520	590	710	800
	設備	200	230	260	310	390	470	530	630	710

別表第8の2 専門的教育・研究施設（別添二第八号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	2,700	3,100	3,400	3,800	4,500	5,200	5,700	6,500	7,200
	構造	550	690	820	1,000	1,400	1,700	2,000	2,600	3,000
	設備	470	650	820	1,100	1,700	2,400	3,000	4,100	5,200
(二)工事 監理等	総合	1,300	1,500	1,600	1,800	2,100	2,300	2,500	2,800	3,100
	構造	220	260	300	350	440	520	590	710	800
	設備	200	230	260	310	390	470	530	630	710

別表第9の1 宿泊施設（別添二第九号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,700	2,100	2,500	3,100	4,100	5,100	5,900
	構造	990	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900	2,100
	設備	690	850	990	1,200	1,600	2,000	2,300
(二)工事 監理等	総合	880	990	1,100	1,200	1,400	1,600	1,700
	構造	210	260	310	380	500	630	740
	設備	210	260	300	360	450	550	620

別表第9の2 宿泊施設（別添二第九号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	3,200	4,000	4,700	5,800	7,700	9,600	11,000	14,000	16,000
	構造	990	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900	2,100	2,500	2,700
	設備	690	850	990	1,200	1,600	2,000	2,300	2,900	3,300
(二)工事 監理等	総合	2,000	2,300	2,500	2,800	3,200	3,600	3,900	4,400	4,800
	構造	210	260	310	380	500	630	740	920	1,100
	設備	210	260	300	360	450	550	620	750	860

別表第10の1 医療施設（別添二第十号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	960	1,300	1,600	1,800	2,300	2,700	3,300	4,400	5,500	6,400
	構造	370	480	600	690	850	980	1,200	1,600	1,900	2,200
	設備	330	460	600	720	940	1,100	1,500	2,000	2,600	3,200
(二)工事 監理等	総合	490	630	760	870	1,100	1,200	1,500	1,900	2,200	2,600
	構造	94	120	140	160	190	220	260	330	390	450
	設備	97	130	170	200	260	310	390	530	680	810

別表第10の2 医療施設（別添二第十号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	2,500	3,100	3,600	4,500	5,900	7,400	8,600	11,000	13,000
	構造	690	850	980	1,200	1,600	1,900	2,200	2,700	3,100
	設備	720	940	1,100	1,500	2,000	2,600	3,200	4,100	4,900
(二)工事 監理等	総合	1,000	1,200	1,400	1,700	2,200	2,600	3,000	3,700	4,200
	構造	160	190	220	260	330	390	450	540	610
	設備	200	260	310	390	530	680	810	1,000	1,200

別表第11の1 福祉・厚生施設（別添二第十一号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,100	1,400	1,700	2,300	2,800	3,600	5,200	6,900	8,400
	構造	340	440	530	690	830	1,100	1,500	2,000	2,400
	設備	350	480	610	850	1,100	1,500	2,300	3,200	4,000
(二)工事 監理等	総合	760	830	890	970	1,000	1,100	1,300	1,400	1,500
	構造	130	150	180	220	250	300	390	470	540
	設備	180	220	250	310	360	450	580	720	830

別表第11の2 福祉・厚生施設（別添二第十一号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,700	2,200	2,700	3,500	4,300	5,700	8,100	11,000	13,000
	構造	340	440	530	690	830	1,100	1,500	2,000	2,400
	設備	350	480	610	850	1,100	1,500	2,300	3,200	4,000
(二)工事 監理等	総合	1,600	1,700	1,800	2,000	2,100	2,300	2,600	2,900	3,100
	構造	130	150	180	220	250	300	390	470	540
	設備	180	220	250	310	360	450	580	720	830

別表第12の1 文化・交流・公益施設（別添二第十二号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900	3,800	5,300	6,900	8,300
	構造	430	590	760	920	1,200	1,400	1,800	2,500	3,300	3,900
	設備	230	360	510	650	930	1,200	1,700	2,700	3,900	5,000
(二)工事 監理等	総合	380	530	690	840	1,100	1,300	1,700	2,400	3,100	3,800
	構造	130	170	210	250	310	370	460	610	770	910
	設備	180	250	320	380	500	600	770	1,100	1,400	1,700

別表第12の2 文化・交流・公益施設（別添二第十二号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	1,800	2,300	2,800	3,600	4,400	5,700	7,900	10,000	12,000	16,000	19,000
	構造	590	760	920	1,200	1,400	1,800	2,500	3,300	3,900	5,000	6,000
	設備	360	510	650	930	1,200	1,700	2,700	3,900	5,000	7,100	9,100
(二)工事 監理等	総合	970	1,300	1,500	2,000	2,400	3,100	4,400	5,700	6,900	9,000	11,000
	構造	170	210	250	310	370	460	610	770	910	1,100	1,300
	設備	250	320	380	500	600	770	1,100	1,400	1,700	2,100	2,600

別表第 13 戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）

（別添二第十三号（第 1 類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		100㎡	150㎡	200㎡	300㎡
(一)設計	総合	710	760	800	860
	構造	140	180	220	290
	設備	110	130	140	150
(二)工事 監理等	総合	180	240	290	390
	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

別表第 14 戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）（別添二第十四号（第 1 類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		100㎡	150㎡	200㎡	300㎡
(一)設計	総合	350	490	610	850
	構造	81	97	110	130
	設備	110	130	140	150
(二)工事 監理等	総合	180	240	290	390
	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

別表第 15 その他の戸建住宅（別添二第十五号（第 1 類）関係）

（単位 人・時間）

床面積の合計		100㎡	150㎡	200㎡	300㎡
(一)設計		270	360	430	570
(二)工事監理等		120	170	210	290

別添四

1 設計に関する標準業務に附随する標準外の業務

設計受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
- 三 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
- 四 建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断その他建築物の地震に対する安全性の評価に係る業務
- 五 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務
- 六 建築主が第三者に有償で委託した設計の代替案に関する評価に係る業務
- 七 設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務
- 八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定による住宅の建築及び維持保全に関する計画の作成に係る業務

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務

工事監理受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務
- 二 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
- 三 建築主と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務

参考例

例 1 本社ビルの場合

◇建築物の概要

敷地	整形・平坦な敷地
用途	本社ビル
延べ面積	10,000 m ²
構造種別	R C 造
階数	地上 7 階 地下 1 階
構造	平面及び立面が不整形
設備	中央管理方式の空調設備等

◇業務報酬の算定の流れ

■【手順 1】 標準業務量の算定

- ・本社ビルは業務施設第 2 類に相当するので、別表第 4 の 2 を用いる。
- ・また、この事例では平面及び立面が不整形である（建築物の形状が特殊である）ため、構造の難易度による業務量の補正を行い標準業務量を算定する。（具体的には、別表第 4 の 2 の業務人・時間数に 1.3 を乗じ、構造に係る標準業務量を算定する。）
- ・さらに、この事例では中央管理方式の空気調和設備等が設けられている（機能水準が高い設備が設けられている）ため、設備の難易度による業務量の補正を行い標準業務量を算定する。（具体的には、別表第 4 の 2 の業務人・時間数に 1.4 を乗じ、設備に係る標準業務量を算定する。）

■【手順 2】 総業務量の算定（標準業務に含まれない追加的な業務量の付加）

- ・標準業務に附随して、標準業務に含まれない追加的な業務（別添四に掲げる業務等）を実施する場合は、標準業務量に追加的な業務に対応する業務量を付加し、総業務量を算定する。

■【手順 3】 「a. 直接人件費」の算定

- ・総業務量に人件費の単価を乗じ、直接人件費を算定する。

■【手順 4】 「a. 直接人件費」＋「b. 直接経費及び間接経費の合計額」の算定

- ・直接人件費に 2.0（*）を乗じ、直接人件費、直接経費及び間接経費の合計額を算定する。
* 告示第四により、「a. 直接人件費」＝「b. 直接経費及び間接経費の合計額」＝1.0 として算定するため。

■【手順 5】 業務報酬の算定

- ・「a. 直接人件費」、「b. 直接経費及び間接経費の合計額」の合計に特別経費、技術料等経費及び消費税額相当額を合算して、業務報酬を算定する。なお、業務報酬基準の対象外となる「設計に必要な情報を得るための調査、企画等に係る業務」等を実施する場合は、別途、合理的な方法により報酬を算定し、加算する必要がある。

◇標準業務量の算定

	設計	工事監理等
総合	7,400	2,100
構造	$\underline{2,000} \times \underline{1.3} = 2,600$	$\underline{370} \times \underline{1.3} = 481$
設備	$\underline{2,400} \times \underline{1.4} = 3,360$	$\underline{830} \times \underline{1.4} = 1,162$
小計	13,360	3,743
合計	17,103	

〈略算表（別表第4の2（業務施設（第2類））〉

（単位 人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一) 設計	総合	2,000	2,400	2,700	3,300	3,700	4,400	5,500	6,500	7,400	8,800	10,000
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000	2,500	2,800
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400	3,100	3,800
(二) 工事 監理等	総合	890	1,000	1,100	1,200	1,300	1,500	1,700	2,000	2,100	2,400	2,600
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370	420	460
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830	1,100	1,400

◇業務報酬の算定

業務報酬＝	①「a. 直接人件費」＋「b. 直接経費＋間接経費の合計額」【手順4】		+	②特別経費 【手順5】		
	＝（17,103 人・時間＋A 人・時間）× 単価B 円/ 人・時間×2.0					
	a. 直接人件費【手順3】 標準業務量【手順1】 17,103 人・時間 追加的な業務量【手順2】 (実施する場合) A 人・時間 × 人件費単価 B 円/ 人・時間 (**参考 3,737/h) + b. 直接経費＋間接経費の合計額			③技術料等経費 【手順5】		

* 上記に消費税相当額を加える必要がある。なお、業務報酬基準の対象外となる「設計に必要な情報を得るための調査、企画等に係る業務」等を実施する場合は、別途、合理的な方法により報酬を算定し、加算する必要がある。

**参考 29,900/8h＝3,737/h

例２ 分譲共同住宅の場合

◇建築物の概要

敷地	軟弱な地盤である敷地
用途	分譲共同住宅
延べ面積	5,000 m ²
構造種別	R C 造
階数	地上 10 階 地下 1 階
構造	平面及び立面が不整形
設備	一般的な水準

◇業務報酬の算定の流れ

■【手順１】 標準業務量の算定

- ・分譲共同住宅は共同住宅第２類に相当するので、別表第６の２を用いる。
- ・また、この事例では平面及び立面が不整形、かつ、軟弱な地盤の敷地である（特殊な敷地上の特殊な形状の建築物である）ため、構造の難易度による業務量の補正を行い標準業務量を算定する。（具体的には、別表第６の２の業務人・時間数に 1.4 を乗じ、構造に係る標準業務量を算定する。）

■【手順２】 総業務量の算定（標準業務に含まれない追加的な業務量の付加）

- ・標準業務に附随して、標準業務に含まれない追加的な業務（別添四に掲げる業務等）を実施する場合は、標準業務量に追加的な業務に対応する業務量を付加し、総業務量を算定する。

■【手順３】 「a. 直接人件費」の算定

- ・総業務量に人件費の単価を乗じ、直接人件費を算定する。

■【手順４】 「a. 直接人件費」＋「b. 直接経費及び間接経費の合計額」の算定

- ・直接人件費に 2.0（＊）を乗じ、直接人件費、直接経費及び間接経費の合計額を算定する。

＊ 告示第四により、「a. 直接人件費」＝「b. 直接経費及び間接経費の合計額」＝1.0 とし
て算定するため。

■【手順５】 業務報酬の算定

- ・「a. 直接人件費」、「b. 直接経費及び間接経費の合計額」の合計に特別経費、技術料等経費及び消費税額相当額を合算して、業務報酬を算定する。なお、業務報酬基準の対象外となる「設計に必要な情報を得るための調査、企画等に係る業務」等を実施する場合は、別途、合理的方法により報酬を算定し、加算する必要がある。

◇標準業務量の算定

	設計	工事監理等
総合	5,600	2,300
構造	$1,700 \times 1.4 = 2,380$	$620 \times 1.4 = 868$
設備	1,300	410
小計	9,280	3,578
合計	12,858	

〈略算表（別表第6の2（共同住宅（第2類））〉

（単位 人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一) 設計	総合	2,400	3,000	3,400	4,300	5,600	6,900	8,100	10,000	12,000
	構造	730	910	1,100	1,300	1,700	2,100	2,500	3,000	3,500
	設備	510	640	760	950	1,300	1,600	1,900	2,300	2,700
(二) 工事 監理等	総合	1,100	1,300	1,500	1,800	2,300	2,700	3,100	3,700	4,200
	構造	240	300	360	460	620	790	940	1,200	1,400
	設備	200	240	270	330	410	490	550	660	750

◇業務報酬の算定

業務報酬＝	①「a. 直接人件費」＋「b. 直接経費＋間接経費の合計額」【手順4】		②特別経費	
	＝（12,858 人・時間＋A 人・時間）× 単価B 円/ 人・時間×2.0		【手順5】	
	a. 直接人件費【手順3】		b. 直接	
	標準業務量【手順1】		経費＋間	
	12,858 人・時間		接経費の	
	追加的な業務量【手順2】		合計額	
	（実施する場合）A 人・時間		＋	
	人件費単価		③技術料等経費	
	B 円/ 人・時間		【手順5】	
	（**参考 3,737/h）			

* 上記に消費税相当額を加える必要がある。なお、業務報酬基準の対象外となる「設計に必要な情報を得るための調査、企画等に係る業務」等を実施する場合は、別途、合理的な方法により報酬を算定し、加算する必要がある。

**参考 29,900/8h＝3,737/h

Ⅱ 耐震診断ならびに耐震補強計画業務に関する要望

平成 23 年東北地方太平洋沖地震では、茨城県においても多くの建物で甚大な被害が生じました。

地震振動による建物の被害状況を見ますと、依然として旧耐震基準^{*1}で設計された建物の被害が多かったことが報告されております。鉄筋コンクリート造建物では、過去の地震被害と同じように、短柱や耐震壁のせん断破壊、エキスパンションジョイント部の被害等が見られました。鉄骨造建物では、体育館等の大空間を有する建物の軸組ブレースの破断や鉄骨屋根支持部の破壊が見られました。また、天井材および照明器具等の非構造部材の落下や壁材の損傷が多くの建物で見られました。

一方、適切な耐震補強・耐震改修が施された建物の多くは、被害を免れており、耐震補強・耐震改修の有効性が確認されたことが報告されております。また、新耐震基準^{*2}で設計された建物の被害はほとんど見られず、現行の耐震基準がおおむね妥当であることが今回の地震においても確認されております。ただし、新耐震基準で設計された建物であっても、体育館等の大空間を有する建物で、鉄骨屋根支持部の被害や天井の落下被害が多く見られたことは、特筆すべき事項であります。

被害を受けた建物の多くは、地震直後に避難施設としての機能を果たせず、その後も長期に渡り建物の使用が不可能になりました。

このような地震被害の状況から、依然としてなお一層の耐震化の推進が必要です。特に地震後にその機能を維持する必要がある建築物や避難施設では、建物の安全性の確保のみならず、必要とされる機能の確保・維持を含めた耐震化の推進が喫緊の課題であることが改めて明らかになりました。

一般社団法人茨城県建築士事務所協会では、かねてから「耐震診断・補強計画判定会議」を設置し、建物の耐震化の促進に協力してきたところであります。また、適正な耐震補強・改修計画により確実に建築物の耐震化が実現できますよう、各種の講習会や勉強会を開催し、協会会員の技術の向上を図ってきたところであります。

つきましては、引き続き耐震診断および耐震補強・改修設計業務の促進をしていただきますとともに、業務の発注に当たりましては、当該要望書の業務報酬算定に基づいた適正な報酬と業務工期により、当協会会員事務所にご下命下さるようお願い申し上げます。

*1),*2) 昭和 56 年 6 月 1 日に耐震設計に関する法令が大幅に改正されております。これを一般に「新耐震基準」等と呼んでおり、これに対しそれまでの基準を「旧耐震基準」等と呼んでおります

どのような建物で耐震診断や耐震補強が必要か

耐震改修促進法（平成 25 年 11 月 25 日 改正）では、現行の耐震基準を満たさない建築物を「特定建築物」と呼び、所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強を行うように努めなければならないとされています。また、特定建築物については、所管行政庁の指導や助言、そして用途・規模によっては指示等の対象となります。

特に、「旧耐震基準」で設計された建物では、早急な耐震診断・耐震補強が必要です。

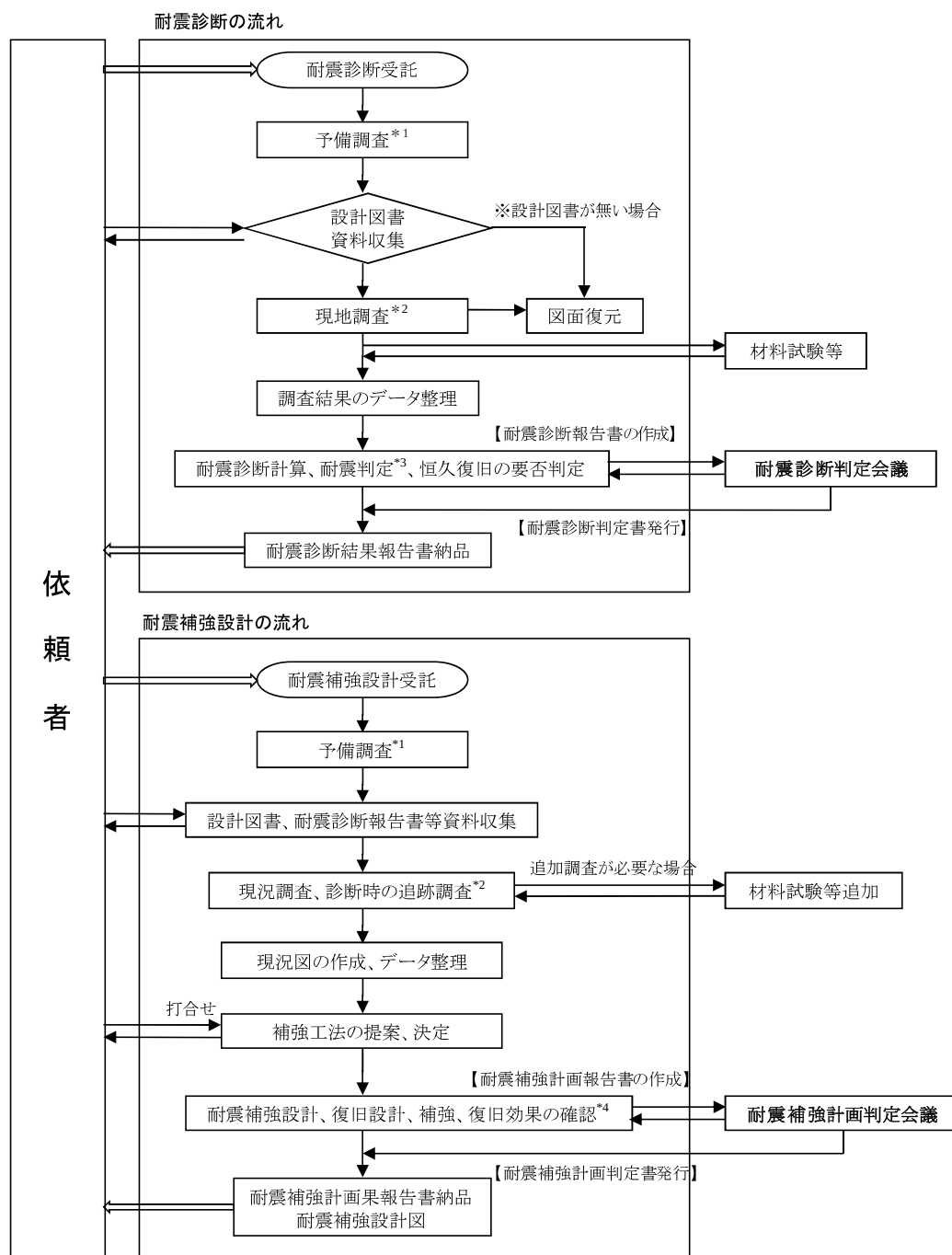
「耐震改修促進法における規制対象一覧」を次のページに示します。

耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1,500m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 3,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場		階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗		階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500m ² 以上	階数 2 以上かつ 750m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を含む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

耐震診断および補強設計の流れと作業内容



*1)従来の調査に加え、被災の有無の調査を行う。

*2)被災がある場合は、従来の調査に加え各部材の損傷状況の調査を行う。

*3) I_s, DIs または I_{sr} により耐震判定を行う。また、恒久復旧、耐震補強の可否を判定する。

*4) D_{rIs} または I_{sp} を算定し、補強、復旧後の建物が要求性能を満足することを確認する。

※耐震診断に要する日数は、受託から判定会議を受けるまでに約 90 日、判定会議を受けてから判定書の発行までに約 30 日、業務全体としては、約 120 日となります。

※耐震補強計画の判定を受けるためには、耐震診断判定書が発行されているか、もしくは発行見込みとなっている必要があります。

耐震診断の業務内容

鉄筋コンクリート造の場合

(1) 1次診断の場合

- a) 予備調査
 - イ) 建物概要、規模等の調査
 - ロ) 関係図書および資料等の収集及び現地との照合
 - ハ) 建物履歴および「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」による被災の有無の調査
- b) 現地調査
 - イ) 外観調査
 - ロ) ひび割れ調査
 - ハ) 不同沈下測定
 - ニ) 形状指標及び経年指標算出の為に必要な調査
 - ホ) コンクリートの強度調査
- c) その他
 - イ) 耐震診断計算、耐震診断報告書および耐震診断概要書の作成
 - ロ) 図面・計算書等がない場合は、現地調査により図面等を作成する。
(別途費用)
 - ハ) 高次の診断が必要と思われる場合は 2 次又は 3 次診断を提案する。

(2) 2次及び3次診断の場合

- a) 予備調査
 - イ) 建物概要、規模等の調査
 - ロ) 関係図書および資料等の収集及び現地との照合
 - ハ) 建物履歴および「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」による被災の有無の調査
- b) 現地調査
 - イ) 外観調査
 - ロ) コンクリート強度試験
 - ハ) コンクリートの中性化試験
 - ニ) 鉄筋調査（径、ピッチ、腐食度、コンクリートのかぶり、フープのフック状態）
 - ホ) ひび割れ調査
 - ヘ) 不同沈下測定、建物傾斜調査
 - ト) 形状指標及び経年指標算出の為に必要な調査
 - チ) 上記調査・試験の補修工事
- c) その他
 - イ) 耐震診断計算、解析、被災度区分判定、恒久復旧の要否判定、耐震診断報告書および耐震診断概要書の作成
 - ロ) 図面・計算書等がない場合は、現地調査により図面等を作成する。
(別途費用)
 - ハ) 補強方法、恒久復旧工法の概要等の提案

鉄骨造の場合

- a) 予備調査
 - イ) 建物概要、規模等の調査
 - ロ) 関係図書および資料等の収集
 - ハ) 建物履歴および「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」による被災の有無の調査

- b) 現地調査
 - イ) 外観調査
 - ロ) 不同沈下測定、建物傾斜測定
 - ハ) 部材調査(部材寸法・変形・座屈・降伏・ねじれ・傾斜・不具合・断面欠損・腐食等)
 - ニ) 筋違の調査
 - ホ) 接合部の調査（溶接部および継手の詳細調査）
 - ヘ) 柱脚部の調査

- c) 診 断
 - イ) 耐震診断計算、解析、被災度区分判定、恒久復旧の要否判定、耐震診断報告書および耐震診断概要書の作成
 - ロ) 図面・計算書等がない場合は、現地調査により図面等を作成する。（別途費用）
 - ハ) 補強位置、補強方法および恒久復旧工法等の提案

耐震補強設計の業務内容

鉄筋コンクリート造および鉄骨造の場合

- a) 予備調査
 - イ) 建物概要、規模等の調査
 - ロ) 耐震診断報告書の内容の確認
 - ハ) 建物履歴および「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」による被災の有無の調査
 - ニ) 関係法令調査、関係官庁協議
- b) 現地調査
 - イ) 建物現況の調査（意匠、構造、設備）
 - ロ) 耐震診断時の未調査分等の追加調査および被災状況の調査
- c) 耐震補強設計
 - イ) 補強設計方針協議、耐震補強の条件設定
 - ロ) 補強計画の提案、補強工法決定および復旧計画提案、工法決定
 - ハ) 耐震補強および復旧実施設計
 - ニ) 補強計画報告書および概要書の作成
 - ホ) 補強および復旧工事費積算
- d) その他

なぜ判定会議の審査を受けるのか

耐震診断および耐震補強設計は工学的に高度な判断を必要とするため、学識経験者や専門の実務家によって、その内容の妥当性を客観的に審査し判定する必要があります。

この様なことから、文部科学省の補助を受ける場合は、下の通知のとおり公的機関による判定書の添付が義務付けられているところであります。

写

9 教 施 第 17 の 1 号
平 成 9 年 1 月 24 日

各都道府県教育委員会施設主管課長 殿

文部省教育助成局施設助成課長
玉 井 日 出 夫

耐震診断の内容聴取に係る事務手続き等について（通知）

地震防災緊急事業 5 箇年計画の本格的な実施に伴い、今後公立学校施設の耐震補強事業（地震補強事業及び大規模改造（補強）事業）が大幅に増加することが見込まれることから、本事業の円滑な実施に資するため耐震診断の内容聴取に係る事務手続等を平成 9 年事業から下記のとおり変更することとしました。

ついては、このことを貴管下市町村に通知し、周辺徹底を図られるよう配慮願います。

記

1. 文部省が実施する耐震診断に係る内容聴取の前に、原則として、耐震診断及び耐震補強設計の内容について、①「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく所管政庁の認定又は②公的機関の確認を受けること。
2. 公的機関の定義としては、所管行政庁の認定の前段階の審査機関として位置付けられている公益法人、又は、構成員の過半が大学教授等の建築構造専門家である審査委員会等を設置している公益法人等とする。
3. ただし、平成 9 年度事業で、既に文部省の内容聴取を終えたものはこの限りでない。

耐震診断・補強計画判定会議の判定料等取扱い基準

一般社団法人茨城県建築士事務所協会

平成 22 年 4 月 1 日

当協会が設置している耐震診断・補強計画判定会議の判定料等については、次のように取り扱う。

1 耐震診断・補強計画判定料について

(1) 耐震診断判定料について

表 1

(単位円)

延床面積 (㎡)	鉄筋コンクリートの 1 次診断		左記以外	
	会 員	非会員	会 員	非会員
1000 未満	80, 000	160, 000	150, 000	200, 000
3000 未満	100, 000	200, 000	200, 000	400, 000
5000 未満	150, 000	300, 000	250, 000	600, 000
5000 以上	200, 000	400, 000	300, 000	700, 000

(2) 補強計画判定料について

表 2

(単位円)

延床面積 (㎡)	鉄筋コンクリートの 1 次診断		左記以外	
	会 員	非会員	会 員	非会員
1000 未満	100, 000	210, 000	200, 000	400, 000
3000 未満	130, 000	260, 000	260, 000	520, 000
5000 未満	200, 000	390, 000	330, 000	780, 000
5000 以上	260, 000	520, 000	390, 000	910, 000

(注)

1. 延床面積は、施設台帳または確認申請の面積とする。
2. 本表の金額には、消費税は含まない。
3. 判定料の納入等については、「2 判定料等の取扱いについて」による。
4. 会員とは、建築物の所有者・管理者から耐震診断・補強計画判定業務を受託した者が、(一社)茨城県建築士事務所協会員である場合とする。その他の場合は、「非会員」とする。
ただし、県内にある本社または支社が協会会員であっても、県外にある支社または本社が受託した場合は、会員としない(非会員)。

2 判定料等の取扱いについて

(1) 予約金について

判定を申し込む事務所は、予約金として 20,000 円を納入し、申し込むものとする。事務局において納入を確認後受付し、判定予定日等を決めて申込み事務所へ通知する。

なお、受付後申込み事務所の事由により解約した場合においては、予約金は返却しない。

(2) 判定料の納入について

申込み事務所は、判定会議予定日の 30 日前までに、予約金を除いた判定料の残金を納入するものとする。

納入されないときには、判定予定から除くこととする。

(3) 判定料納入後に取り下げした場合の取扱いについて

申込み事務所の事由により、判定料納入後に申込みを取り下げた場合には、判定料の 60% を申込み事務所へ返却する。

(4) 判定を受けた後の判定料の取扱いについて

納入された判定料は、全額返却しない。

(5) 再判定等に係る判定料について

申請内容不備等により再判定となった場合の判定料は、上記判定料の 70% とする。

ただし、継続審議となったもの及び再報告となったものについては、この限りでない。

(6) 判定書発行後の再判定の手数料について

変更が軽微な場合は、上記判定料の 30% 変更が大きな場合は、上記判定料の 80% とする。

(注)

耐震補強計画の判定を受けた建物において、判定書が発行された後に計画の変更が生じた場合には、再判定を受ける必要があります。

また、再判定の詳細については、(一社) 茨城県建築士事務所協会発刊、「耐震診断・耐震補強判定
会議マニュアル」を参照願います。

受付番号	H26 -
------	-------

耐震診断・補強計画判定申込書

申込年月日：_____

(一社)茨城県建築士事務所協会
会 長 横須賀 満夫 様

申 込 者 住 所 : _____
 事 務 所 名 : _____
 代 表 者 名 : _____ 印

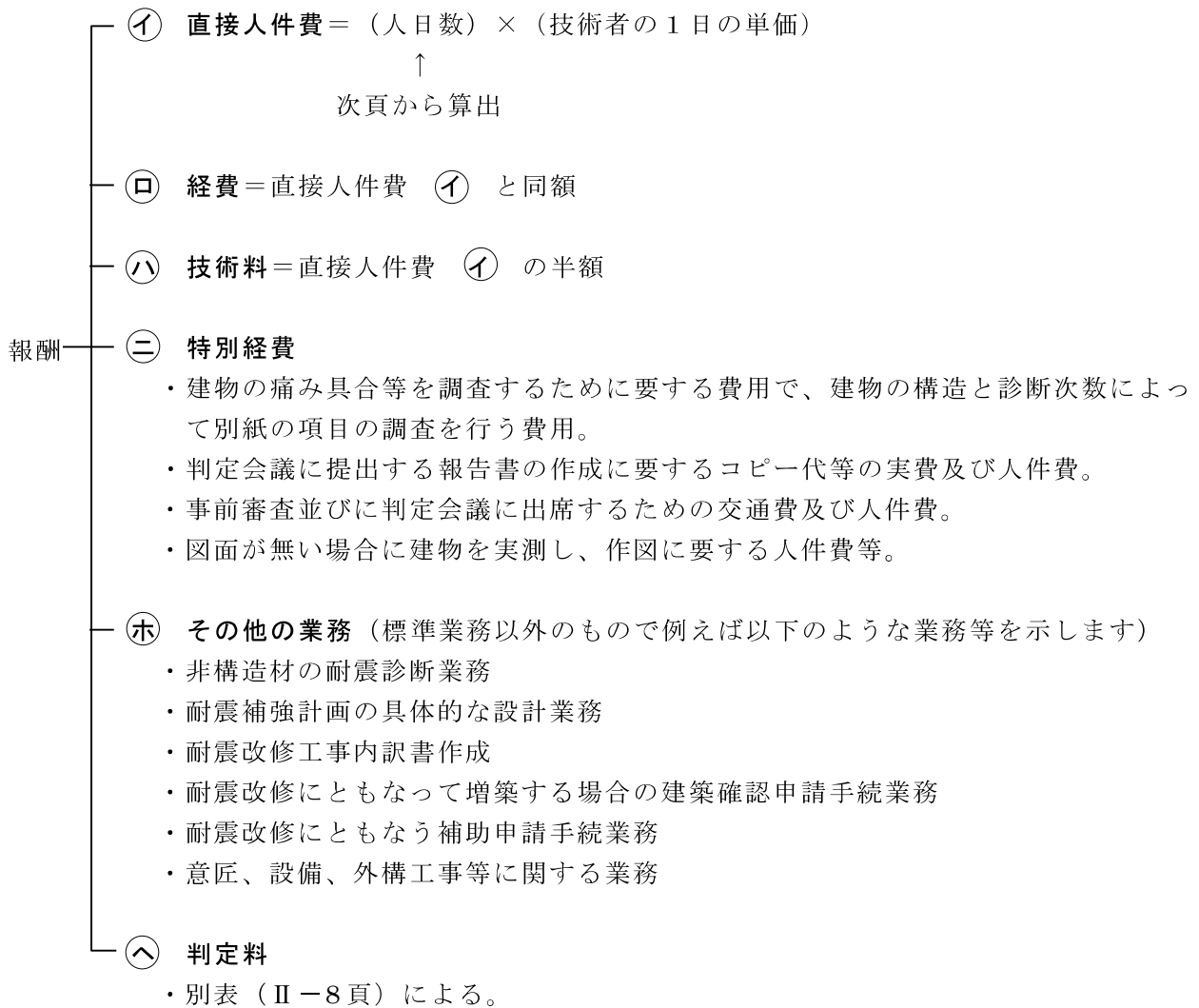
申 込 事 務 所	事 務 所 名									
	担 当 者									
	TEL ・ FAX	TEL	FAX							
	E-mail									
施 設 名 称		(施設名・棟名を記入)								
施 設 所 在 地										
依 頼 者 名		(委託業務の依頼主の名前です。)								
施 設 概 要	構 造	(RC, SRC, S, RC+S, PC, W, その他の別を入力する。)								
	架 構 種 別 (※)	(S1, RS2a, RS2b, RS1a, RS1b, RS1c, R1の別を記入する。)								
	規 模	地上 階	延床面積	m ²						
		地下 階	PHの有無	(有、無を入力)						
	建 設 年 度	(建設年度を入力してください。)								
判 定 項 目		(耐震診断、補強計画、補強見直しの何れか入力)								
診 断 次 数		次 (1次、2次、3次の別を記入する。鉄骨は該当せず。)								
判 定 料		円也(税込み)								
判 定 希 望 期 間		まで								
協 力 者	事 務 所 名									
	担 当 者									
	TEL ・ FAX	TEL	FAX							
	E-mail									
契 約 の 履 行 期 間		から	まで							
(注) 1. 判定料は、前納です。 2. 申込は、この用紙に必要事項を入力し、メールで送付後、印刷し押印した原本を提出してください。 3. 申請書は、棟毎に提出してください。 4. 架構造種別(※)は、屋内体育館等の耐震性能診断基準による架構造種別です。										
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">連絡先</td> <td>TEL: 029-305-7771</td> <td>FAX: 029-305-7791</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ホームページ: http://www.i-jk.org</td> <td>メールアドレス: ijk-taishin@i-jk.org</td> </tr> </table>					連絡先	TEL: 029-305-7771	FAX: 029-305-7791		ホームページ: http://www.i-jk.org	メールアドレス: ijk-taishin@i-jk.org
連絡先	TEL: 029-305-7771	FAX: 029-305-7791								
	ホームページ: http://www.i-jk.org	メールアドレス: ijk-taishin@i-jk.org								

耐震診断報酬の算定方法

茨城県建築士事務所協会の見積方式は、平成 27 年度国土交通省告示第六百七十号、第一、第二、第三の積み上げ加算方式による。

報酬は下記の項目で構成されます。

$$\text{報酬} = \text{イ} + \text{ロ} + \text{ハ} + \text{ニ} + \text{ホ} + \text{ヘ} \quad (\text{報酬には消費税は含まれていません。})$$



① 直接人件費の人工数の算定

人工数の算定は、下記の式に A、B、C の数字を代入して算定します。

共通事項 A = 延べ床面積 (㎡) (Ⅱ - 14 頁の解説を参照)

B = 階数補正 (N + 9) / 10 (Ⅱ - 14 頁 ")

C = 難易度 (1.0 ~ 2.0) (Ⅱ - 15 ~ 17 頁 ")

※ 下記の式は設計図がある場合で設計図がない場合の復元図作成及び予備診断 (予備調査) は別途加算業務のため、含まれません。

人工数の算定式

①-1 従来からの算定式 (被災度区分判定等を含まない場合に用いる)

1 RC 造 (鉄筋コンクリート造建物)

(a) 1 次診断 $P = 5 + 0.26 \times \sqrt{A} \times B \times C$

(b) 2 次診断 $P = 10 + 0.43 \times \sqrt{A} \times B \times C$

(c) 3 次診断 $P = 14 + 0.47 \times \sqrt{A} \times B \times C$

2 S 造 (体育館及び類似の建物は 3 による)

$$P = 11 + 0.37 \times \sqrt{A} \times B \times C$$

3 S 造体育館及び類似の建物

$$P = 11 + 0.4 \times \sqrt{A} \times B \times C$$

①-2 被災度区分判定等を含む場合の算定式

1 RC 造 (鉄筋コンクリート造建物)

(a) 1 次診断 $P = 8 + 0.29 \times \sqrt{A} \times B \times C$

(b) 2 次診断 $P = 15 + 0.49 \times \sqrt{A} \times B \times C$

(c) 3 次診断 $P = 21 + 0.53 \times \sqrt{A} \times B \times C$

2 S 造 (体育館及び類似の建物は 3 による)

$$P = 16 + 0.43 \times \sqrt{A} \times B \times C$$

3 S 造体育館及び類似の建物

$$P = 16 + 0.48 \times \sqrt{A} \times B \times C$$

＜RC 建物の診断次数と内容について＞

1 次診断 は、柱と壁の強度と靱性(粘り強さ)から建物の耐震性能を検討する方法です。
柱や壁の強度と靱性はその断面積と形状から求めるため、簡単な計算で診断ができます。

2 次診断 は、柱と壁の強度と靱性を求め建物の耐震性能を検討する方法です。柱や壁の強度と靱性は、鉄筋の量やこれら部材の形状を考慮した詳細な計算により求めます。また、部分的に建物の崩壊状況を考慮した詳細な検討が必要となります。

3 次診断 は、柱、壁さらに梁の強度と靱性を求め、建物の耐震性能を検討する方法です。柱、壁および梁の強度と靱性は、鉄筋の量やこれら部材の形状を考慮した詳細な計算により求めます。また、建物全体の崩壊状況の詳細な検討が必要となります。

一般に共同住宅のような壁の多い建物は 1 次診断が、学校の校舎等は 2 次診断がふさわしいと言われています。

A：延べ床面積

- ・設計図書に記載されている延べ床面積とする。ただし耐震診断の対象となる部分で延べ面積に含まれない部分の面積を加算する。例えば、延べ面積に含まれないピロティーや施設台帳の面積に含まれないギャラリー等の面積は加算する。
- ・面積が不明の場合は、現況から面積を算出する。
- ・建屋が一体に見えても、構造体が分かれている場合があるので、エキスパンションジョイントがあるかどうかを確認する。確認できた場合は、別棟扱いとなり、判定の対象とする建屋が2件分（複数）になるので注意する。

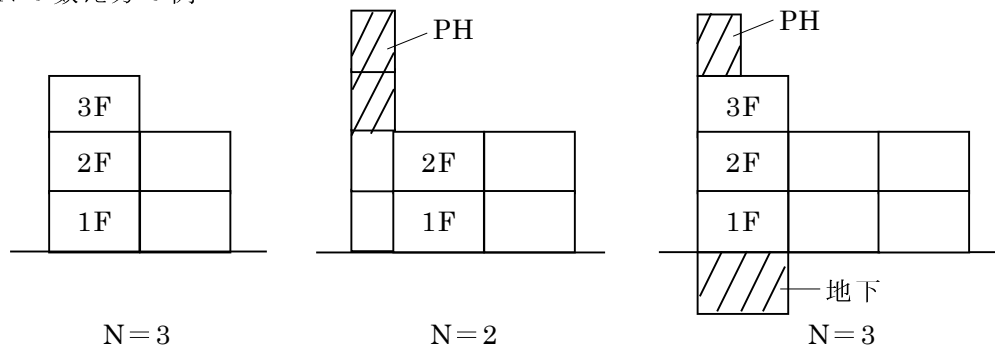
B：階数補正值

次の式に建物の階数（N）を代入する。

$$B = \frac{N+9}{10}$$

- ・階数とは、地上1階部分を1とし、最上階をNとする。
- ・建物の一部分の階数が他の部分より少ない場合でも、最も高い部分の階数とする。
- ・地下室や、塔屋（ペントハウス）がある場合は、その部分は階数に含めない。

Nの数え方の例



NとBの関連値

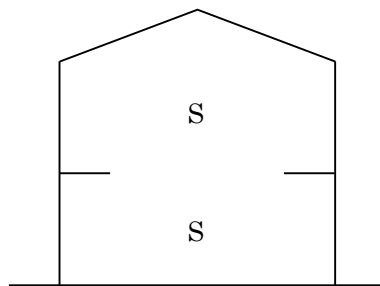
N階	1	2	3	4	5	6
B	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

C：難易度

1. 建物のタイプ別難易度

鉄骨の体育館は、下図を参照して階数及び後述する難易度（断面形状による）を決める。

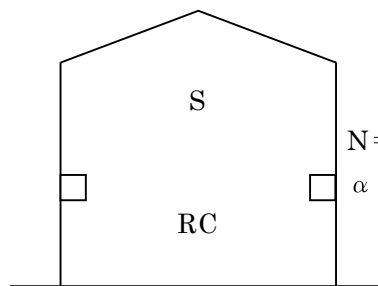
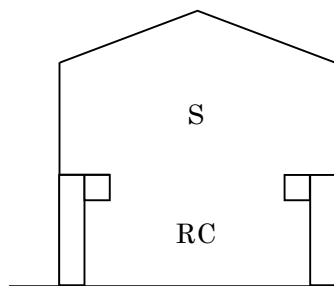
(a) 純鉄骨造 → S1 タイプ



N = 1

$\alpha = 0.5 \rightarrow C = 1.5$ （断面の難易度）
（次頁以降に示す難易度）

(b) RC+S（ギャラリーおよび軒位置までを鉄筋コンクリート造とした建物のはり間方向で層を形成しないもの。） → RS1 タイプおよび R1 タイプ



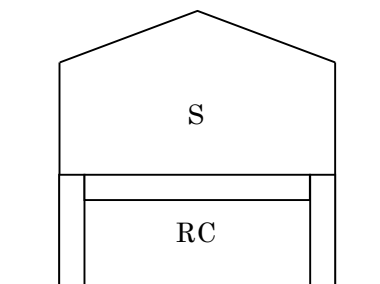
N = 2

$\alpha = 1.0 \rightarrow C = 2.0$ （断面の難易度）

（注） 1 階 RC 造部分の診断（第 2 次診断とする）を含む。

(c) RC+S（ギャラリーまでを鉄筋コンクリート造とした建物で層を形成するもの）

→ RS2 タイプ



N = 2

$\alpha = 0.5 \rightarrow C = 1.5$ （断面の難易度）

注 1 (c)の診断に要する人日数は、建物を RC 造部分と S 造部分に分けて、各々人日数を求め、これらを合計したものとする。その際、難易度 $C=1.5$ はそれぞれの部分について考慮する。その場合の階数補正 B は、S 部分は 2 階建てとし、RC 部分は 1 階建てとして算出する。

注 2 上記の難易度は、鉄骨架構が一般的な構造形式(H形鋼による平面フレーム程度)の場合のものであり、これ以外のトラス構造、格子梁構造、立体構造等で、解析に高度の技術や時間を要する構造形式の場合は、別途難易度を設定する。

2. 建物の平面形状及び断面形状による難易度

診断をする建物の解析の難易度を示し、1.0 以上の数値とし以下により算出する。

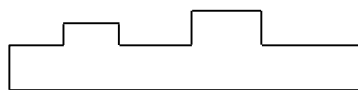
$$\text{難易度： } C = 1.0 + \alpha$$

α は建物の平面形状及び断面形状につき、以下に示す目安を参考として算出する。また鉄骨造屋内運動場及びこれに類する建物については、前ページに示す目安を参考として算出する。

(a) 平面図的な突出部を有する建物

- 一般的な階段室、便所棟

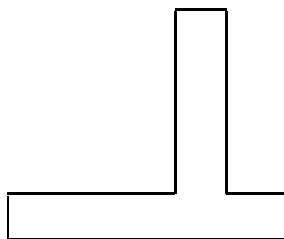
$$\alpha = 0 \text{ とする} \rightarrow C = 1.0$$



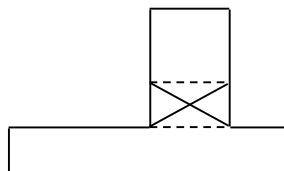
- ゾーニングが必要な場合

L 形プラン、H 形プラン、吹抜けのあるもの及びその他複雑な形状の建物で、ゾーニングが必要と考えられる建物

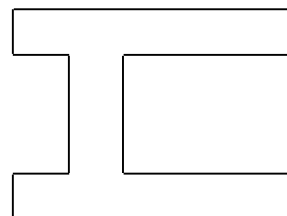
$$\alpha = 0.5 \rightarrow C = 1.5$$



L 形プラン



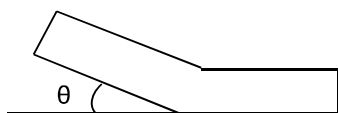
吹抜け



H 型プラン

(b) 斜め軸や不正形な平面及び立面形状を有する建物

$$\alpha = 0.5 \rightarrow C = 1.5$$

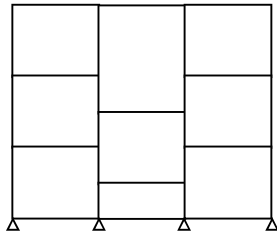


※ θ がおおむね 15° を超えるような場合。

(c) スキップフロアー、段違い梁、部分地下等を有する建物

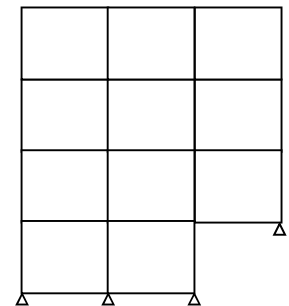
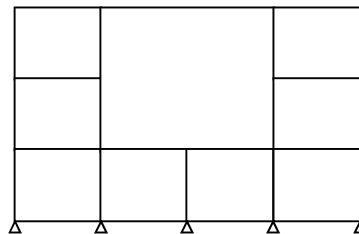
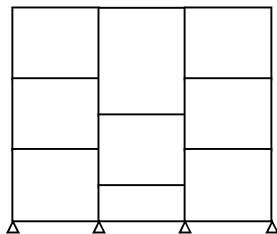
- ・階段室等限られた部分に段違い梁を有する。

$$\alpha = 0.1 \rightarrow C = 1.1$$



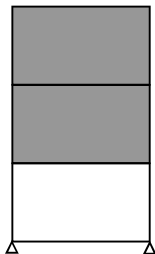
- ・大規模なスキップフロアーや吹抜け及びツインタワー等のために剛床仮定が成立しない建物や部分地下のある建物。

$$\alpha = 0.5 \rightarrow C = 1.5$$



(d) 下階壁抜け柱を有する建物

$$\alpha = 0.1 \rightarrow C = 1.1$$



難易度算定例

- ・建物の形状が L 字プランで段違い梁があり、下階壁抜けの架構がある場合

$$C = 1.0 + 0.5 + 0.1 + 0.1 = 1.7$$

|
|
|
|

基本形 L 字形 段違い 下階壁抜け

④ 経 費

直接人件費と同額に計上する。

⑤ 技術料

直接人件費の 50% を計上する。

⑥ 特別経費として計上する現地調査の費用

■耐震診断に必要な現地調査項目と調査箇所数

調査項目、調査位置	構造、診断次数 ○印：調査が必要な項目を示す								調査箇所数 /各階： 各階ごとの箇所数 /全階： 建物全体での箇所数	調査内容、特記事項等
	RC造			P C a 造		RC+S造		S造		
	1次	2次	3次	1次	2次	RSタイプ	Rタイプ	一般S造Sタイプ		
1 建物寸法、部材実測調査	○	○	○	○	○	○	○	○	適宜	
2 コンクリート強度試験	○	○	○	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○	○	○ ^{*3}	3ヶ所／各階	コンクリートコア ^{*1} による強度試験 コア採取が困難な場合はシュミットハンマー試験とする
3 中性化試験 コア 柱はつり	—	○	○	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○	○	—	3ヶ所／各階	コア割裂による
	—	○	○	—	—	○	○	—	1ヶ所／各階	
4 鉄筋間隔調査 柱 壁	—	○	○	—	—	○	○	—	3ヶ所／各階	
	—	○	○	—	—	○	○	—	3ヶ所／各階	
5 鉄筋調査	—	○	○	—	—	○	○	—	1ヶ所／各階	上記3.と同一箇所 H00Pフック、かぶり、腐食調査
6 建物傾斜調査	○	○	○	○	○	○	○	○	建物コーナーの柱4	建物頂部のX、Y方向の変位 (建物全体の傾斜)を測定
7 ひび割れ調査	○	○	○	○	○	○	○	—	可視部分全数	建物の被災の程度に応じた調査を行う ^{*4}
8 レベル調査	○	○	○	○	○	○	○	○	柱全数／各階	
9 鉄骨部材損傷調査	—	—	—	—	—	○	○	○	3ヶ所／全階(隠蔽されている場合) 可視部分全数	鉄骨部材(柱、梁、ブレース)の降伏、座屈、破断の有無を調査
10 溶接接合部調査	—	—	—	—	—	○	○	○	3ヶ所／全階	原則として外観目視調査およびUT検査による
11 現場継手調査	—	—	—	—	—	○	○	○	3ヶ所／全階	
12 鉄骨柱傾斜調査	—	—	—	—	—	○	○	○	3ヶ所／各階	柱の層間変形角を測定する
13 鉄骨柱脚調査	—	—	—	—	—	○	○	○	3ヶ所	Rタイプでは鉄骨梁とRC柱接合部の調査を行う
14 Pca接合部調査	—	—	—	○	○	—	—	—	3ヶ所／全階	
15 Expジョイント調査	○	○	○	○	○	○	○	○	全数／最上階	

(注) 1. 上記調査は、原則として各建設工期(建設年次)ごとに必要な項目と数の調査を行う。

2. RC+S造建物では、それぞれの構造部分について上表により調査を行う。

3. 優先度調査を行っている場合は、その結果を用いることができる。その時、コアによる中性化試験が行われていない場合は、はつり部分の中性化試験結果のみとすることができる。

4. その他、上表に示されていない項目で耐震診断を行うにあたり必要と考えられる調査を行う。(例えば、高架水槽やブロック壁などの付属部分)

- * 1. コンクリート強度調査用のコアの径は、原則100φとする。ただし、コアの高さ径比の最低値の確保が困難な場合や、鉄筋間隔が狭い等の理由で100φのコア採取ができない場合は、小径のものとすることができる。
- * 2. 現場打ちコンクリートの部分についての調査とする。
- * 3. 基礎部分のコンクリート強度調査
- * 4. 被災の程度に応じ、診断者の判断により調査を行う。
たとえば、被災がない場合は、従来通りのひび割れ調査を行う。被災が軽微な場合は、従来の調査の他に、各部位(柱、壁、梁)で1箇所程度仕上げ材を撤去し構造体のひび割れ状況を調査する。
また、被災が広範囲におよぶ場合は、従来の調査の他に、被災部材の1/4程度について、仕上げ材を撤去し構造体のひび割れ状況を調査する等の判断をする。

現地調査費の算定単位の設定

区分		ヶ所数等	分類
コ ア 抜 き		1 ヶ所	(補修費及び圧縮試験費含む)
シュミットハンマー		〃	(補修費含む)
中 性 化		〃	柱：研りヶ所 壁：コア部分
鉄 筋 探 査		〃	鉄筋探査機を使用
鉄筋の腐食、フック、かぶり		〃	研りヶ所での調査
ひ び 割 れ		一式	面積区分により算出
レベル測定、建物傾斜測定		〃	〃
鉄 骨 調 査 (溶接、柱の傾き、継手等)		〃	(補修費を含まない)
研 り	柱	1 ヶ所	(補修費を含む)
	梁	〃	〃
	柱脚	〃	〃
	P C-アンカー	〃	〃
エキスパンションの ク リ ア ラ ン ス		1 ヶ所	(補修費を含む)
部 材 実 測		一式	面積区分により算出
調査に必要な撤去復旧費 および仮設費		・被災度区分判定等が不要 な場合で軽微な場合 ・同上で軽微でない場合 ・被災度区分判定等が必要 な場合	一式 一式 面積区分により算出
そ の 他 特 殊 な 調 査		地質調査 金属材料試験 塩分試験 杭頭の調査 非構造物の調査	積算による

特別経費には、現地調査等に伴う費用の他、下記の内容を含めます。

- ・「耐震診断報告書」の作成業務
- ・写真及び各種資料の編集・製本業務
- ・報告書に添付する「耐震診断概要書」の作成業務
- ・事前審査及び判定会議に出席するために要する費用

④ その他の業務

Ⅱ－11 頁のような内容が上げられます。

⑤ 判定料

(一社)茨城県建築士事務所協会による判定会議において審査のために納めなければならない判定料は、判定料表の通りです(Ⅱ－8 税抜き)。又、延床面積は ① の直接人件費の項目で説明した面積と同様です。

鉄筋腐食、フック、かぶり調査	3 × 5,150 =	15,450 (20,880)	
エキスパンションジョイント調査	1ヶ所 =	10,310 (13,920)	
レベル測定	1式 =	71,500 (96,520)	
仮設養生費	1式 =	64,260	
現場管理費 (カッコ内金額の合計)	1式 =	541,980	
合 計		1,354,490	……………㉞

・ 事前審査経費

人件費 2.0人日		59,800	
経費、技術料 (上記×1.5)		89,700	
合 計		149,500	……………㉟

・ 判定会議経費

人件費 2.0人日		59,800	
経費、技術料 (上記×1.5)		89,700	
資料作成費		60,000	
合 計		209,500	……………㊱

㉞ ～ ㊱ の合計 = 1,713,490 円

㊲ その他の業務

なし

㊳ 判定料

判定料表 (Ⅱ-8 頁参照) より 200,000 円

以上 ㉟ ～ ㊳ をまとめると

直接人件費 ㉟	=	1,145,170	
経 費 ㊱	=	1,145,170	
技 術 料 ㊱	= 1,145,170 × 0.5 =	572,585	
特別経費 ㊱	=	1,713,490	(㉞ ～ ㊱ の合計)
その他の業務 ㊲	=	0	
判 定 料 ㊳	=	200,000	
合 計		4,776,415	
		△ 415	
		4,776,000 円	
消費税 (8%)		382,080	
見積総額		5,158,080 円	

Ⅱ. 被災度区分判定等を含む場合の算定式による計算例

用途 学校（校舎）階数：3 階
延床面積 2,500 m²、設計図あり
平面



鉄筋腐食、フック、かぶり調査	3 × 5,150 =	15,450 (20,880)	
エキスパンションジョイント調査	1ヶ所 =	10,310 (13,920)	
レベル測定	1式 =	71,500 (96,520)	
仮設養生費	1式 =	64,260	
現場管理費（カッコ内の金額の合計）	1式 =	600,390	
	合 計	1,640,420	……………㉞
・ 事前審査経費			
人件費 2.0人日		59,800	
経費、技術料（上記×1.5）		89,700	
	合 計	149,500	……………㉟
・ 判定会議経費			
人件費 2.0人日		59,800	
経費、技術料（上記×1.5）		89,700	
資料作成費		60,000	
	合 計	209,500	……………㊱

㉞ ～ ㊱ の合計 = 1,999,420 円

㊲ その他の業務

なし

㊳ 判定料

判定料表（Ⅱ－8頁参照）より 200,000 円

以上 ㉞ ～ ㊳ をまとめると

直接人件費 ㉞	=	1,414,270	
経 費 ㉟	=	1,414,270	
技 術 料 ㊱ = 1,414,270 × 0.5	=	707,135	
特別経費 ㊲	=	1,999,420	(㉞ ～ ㊱ の合計)
その他の業務 ㊳	=	0	
判 定 料 ㊴	=	200,000	
	合 計	5,735,095	
	△	95	
		5,735,000 円	
消費税（8%）		458,800	
	<u>見積総額</u>	6,193,800 円	

補強計画・設計業務の報酬の算定方法

この業務は、耐震診断により「耐震性に疑問がある」とされた建築物の補強設計について適用します。

補強設計が耐震診断と異なる点は、次の通りです。

1. 診断業務で行った調査以外で、補強設計において必要とされる調査が発生する。
2. 窓や出入り口の位置の変更や設備的な径路の変更等による意匠、設備設計のための調査・計画業務が発生する。
3. 補強部材にかかわる意匠、構造、設備関係の設計図書（図面、仕様書）作成業務が発生する。

補強計画・設計業務に要する報酬の算定方法（意匠設計、設備設計および積算業務も含む。）

報酬＝直接人件費＋経費＋技術料＋特別経費＋その他の業務＋判定料

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

直接人件費 ① の算定式

共通事項 A＝延床面積（㎡）

（注） 底の出が 2.0m 以上の場合は建築面積を採用する場合がある。

B＝階数補正（N＋9）／10

（注） N＝階数

C＝難易度 表（Ⅱ－15,16,17 頁）による。

I. 従来からの算定式（被災度区分判定等を含まない場合に用いる）

1. RC造建物

$$\text{人・日（P）} = 28 + (0.34 \cdot C1 + 0.6 \cdot C2) \cdot \sqrt{A} \cdot B \quad (1 \sim 3 \text{ 次診断共通})$$

2. S造建物

体育館及び類似の建物は 3 による

$$\text{人・日（P）} = 24 + (0.34 \cdot C1 + 0.6 \cdot C2) \cdot \sqrt{A} \cdot B$$

3. S造体育館及び類似の建物

$$\text{人・日（P）} = 17 + (0.39 \cdot C1 + 0.4 \cdot C2) \cdot \sqrt{A} \cdot B$$

② ③ ④ ⑤ ⑥ については耐震診断業務の報酬と同じとする。

難易度 C1、C2 は以下による。（Ⅱ－26 頁）

Ⅱ．被災度区分判定等を含む場合の算定式

1. R C 造建物

$$\text{人} \cdot \text{日} (P) = 36 + (0.43 \cdot C1 + 0.73 \cdot C2) \cdot \sqrt{A} \cdot B \quad (1 \sim 3 \text{ 次診断共通})$$

2. S 造建物

体育館及び類似の建物は 3 による

$$\text{人} \cdot \text{日} (P) = 32 + (0.42 \cdot C1 + 0.72 \cdot C2) \cdot \sqrt{A} \cdot B$$

3. S 造体育館及び類似の建物

$$\text{人} \cdot \text{日} (P) = 25 + (0.47 \cdot C1 + 0.48 \cdot C2) \cdot \sqrt{A} \cdot B$$

㊦ ㊧ ㊨ ㊩ については耐震診断業務の報酬と同じとする。
難易度 C1、C2 は以下による。(Ⅱ－26 頁)

耐震補強見積もりの難易度 C1 及び割増係数 C2 について

耐震補強見積では構造人日数の算出に難易度 C1 を用い、意匠人日数の算出に割増係数 C2 を用いる。

1. 難易度 C1 について

- ・ C1 は、診断時の難易度係数 C をそのまま用いるが、旧基準で診断した建物等では、求めた C1 を以下の倍率を用いてさらに割り増す。

構造形式	C1 に掛ける倍率	対 象 建 物
S	1. 15	平成 8 年以前に診断した建物
RC	1. 15	旧基準または 3 次診断した建物 (診断次数が変わる場合も含む)
RC+S	1. 15	平成 8 年以前に診断した建物

- ・ RS1 タイプ体育館の補強で、RC 部分に補強が不要の場合の C1 は、原則として 1. 5 とする。

2. 割増係数 C2 について

- ・ C2 は補強構面数および補強工法の種類が多い場合に、意匠人日数を割増す係数である。
- ・ 増設架構による補強工法以外の補強工法や、改修が含まれる場合には、これによる割増しを別途 β で考慮する。

m	β	備 考
$m \leq 10$	0	$C2=1.0+\beta = 1.0+0 =1.0$
$10 < m \leq 20$	0. 10	$C2=1.0+\beta = 1.0+0.10 =1.10$
$20 < m$	0. 20	$C2=1.0+\beta = 1.0+0.20 =1.20$

m：補強構面数および補強工法の種類数の合計

(注) 上記鉄骨造の難易度は、鉄骨架構が一般的な構造形式（H形鋼による平面フレーム程度）の場合のものであり、これ以外のトラス構造、格子梁構造等で、解析に高度の技術や時間を要する構造形式の場合は、別途難易度を設定する。

耐震補強設計業務の報酬額算定例

- ・鉄筋コンクリート造の例

耐震診断業務の報酬額算定例（Ⅱ－20頁参照）と同じ建物について示す。

※各単価は、毎年見直しが行われるため、必ずしも最新のものを反映していないことに注意されたい。

Ⅰ．従来からの算定式（被災度区分判定等を含まない算定式）による計算例

① 直接人件費

- ・人日数の算定

人日数の算定式

$$P = 28 + (0.34 \cdot C1 + 0.6 \cdot C2) \cdot \sqrt{A} \cdot B$$

$$= 28 + (0.34 \times 1.1 + 0.6 \times 1.1) \times \sqrt{2500} \times 1.2 = 90.0 \quad \text{人日}$$

ここで、

$A=2500$ (診断時と同じ)、 $B=1.2$ (診断時と同じ)

$C1=1.1$ (診断時と同じ)、 $C2=1.1$ (補強構面数 m $10 < m \leq 20$ とする)

- ・直接人件費

$$90.0 \times 29,900 = 2,691,000$$

② 経費

直接人件費と同額

③ 技術料

直接人件費の半額

④ 特別経費

- ・事前審査経費（診断時と同じ） ￥149,500
- ・判定会議経費（診断時と同じ） ￥209,500

⑤ その他の業務

なし

⑥ 判定料

頁Ⅱ-8表2より 260,000円

以上 ① ～ ⑥ をまとめると

直接人件費	=	2,691,000	
経費	=	2,691,000	
技術料	= $2,691,000 \times 0.5$	=	1,345,500
特別経費	=	359,000	(④の合計)
判定料	=	260,000	
合 計		7,346,500	
		△	500
		7,346,000	
消費税(8%)		587,680	
見積総額		7,933,680	円

Ⅱ．被災度区分判定等を含む場合の算定式による計算例

前頁の算定例と同じ建物について示す。

※ただし、ここでは、耐震診断が地震前に行われた場合について、すなわち、耐震診断に被災度区分判定が含まれていない場合についての報酬を示す。耐震診断時に被災度区分判定が行われている場合には、従来の耐震補強設計の業務報酬となる。

① 直接人件費

- ・ 人日数の算定

人日数の算定式

$$P = 36 + (0.43 \cdot C1 + 0.73 \cdot C2) \cdot \sqrt{A} \cdot B$$

$$= 36 + (0.43 \times 1.1 + 0.73 \times 1.1) \times \sqrt{2500} \times 1.2 = 112.6 \text{ 人日}$$

ここで、 $A=2500$ (診断時と同じ)、 $B=1.2$ (診断時と同じ)

$C1=1.1$ (診断時と同じ)、 $C2=1.1$ (補強構面数 m $10 < m \leq 20$ とする)

- ・ 直接人件費

$$112.6 \times 29,900 = 3,366,740$$

② 経 費 直接人件費と同額

③ 技術料 直接人件費の半額

④ 特別経費

- ・ 現地調査費(被災度区分判定のための追加調査)

ひび割れ調査 1 式 = 71,500 (96,520)

ひび割れ調査のためのはつり作業 $9 \times 25,280$ = 227,520 (58,410)

レベル、建物傾斜調査 1 式 = 71,500 (96,520)

仮設養生費 1 式 = 64,260

現場管理費 (カッコ内の金額の合計) 1 式 = 251,450

合 計 686,230⑤

・ 事前審査経費 (診断時と同じ) 149,500⑥

・ 判定会議経費 (診断時と同じ) 209,500⑦

⑤ ~ ⑦ の合計 1,045,230

⑧ その他の業務 なし

⑨ 判定料 260,000 円

以上 ① ~ ⑨ をまとめると

直接人件費 = 3,366,740

経 費 = 3,366,740

技 術 料 = $3,366,740 \times 0.5$ = 1,683,370

特別経費 = 1,045,230

判 定 料 = 260,000

合 計 9,722,080

△ 80

9,722,000

消費税(8%) 777,760

見積総額 10,499,760 円

一般社団法人茨城県建築士事務所協会

耐震診断・補強計画判定会議設置要綱

(目的)

第1 本協会は既存建築物の耐震診断及び補強計画業務の成果に対する判定を行うための会議を設置する。

(名称)

第2 この会議の名称は、一般社団法人茨城県建築士事務所協会耐震診断・補強計画判定会議（以下判定会議）という。

(構成)

第3 判定会議の委員の数は11名以内とし、構成は次のとおりとする。

委員長 1名 副委員長 1名 委員 9名以内

(任命)

第4 任命については、次のとおりとする。

1) 判定会議の委員の任命は、一般社団法人茨城県建築士事務所協会（以下本協会）の業務委員会の推薦により本協会の会長が行う。

2) 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。

(任期)

第5 判定会議の委員の任期は、2年とする。

(会議の成立)

第6 判定会議は委員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(事務)

第7 判定会議の事務は本協会事務局が行う。

(報告)

第8 本協会構造部会は、判定会議の議事録を添えて本協会会長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9 判定会議に関わる者は会議で知り得た内容を他に漏らしてはならない。

第10 この要綱の改廃は、本協会の理事会の承認を得なければならない。

附 則

この要綱は平成8年2月28日より施行する。

平成13年6月27日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正

資料

○国土交通省告示第六百七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者が耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）及び耐震改修（同条第二項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成二十七年五月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が耐震診断又は耐震改修に係る建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督又は建築物に関する調査若しくは鑑定（以下「設計等」という。）の業務に関して請求することのできる報酬は、特殊な構造方法の建築物に係る設計等の業務を行う場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次のイからホまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、検査費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ 検査費

検査費は、溶接部の超音波探傷検査、コンクリート供試体の圧縮強度検査その他の設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計額とする。

ハ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の設計等の委託者（以下「委託者」という。）の特別の依頼に基づいて必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

ニ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロ及びハに定める経費を除く。）の合計額とする。

ホ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからニまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は戸建木造住宅に係る設計等の業務を行う場合にあっては、業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ニ又はホにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては別添二別表第一、戸建木造住宅にあっては別添二別表第二の床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあっては、その略算方法によることができないものとする。

イ 直接人件費

設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、通常当該標準業務に従事する者一人について一時間当たりに要する人件費に、別添二に掲げる標準業務人・時間数（別添二に掲げる標準業務人・時間数によることができない場合にあっては、別添一に掲げる標準業務内容について一級建築士として二年又は二級建築士として七年の建築に関する業務経験を有する者が当該標準業務を行うために必要な業務人・時間数を建築士事務所ごとに算定した場合における当該業務人・時間数。以下「標準業務内容に応じた業務人・時間数」という。）を乗じて算定する方法

ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に一・〇を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- 2 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、標準業務内容に応じた業務人・時間数から行われない業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。
- 3 第一項イに定める算定方法において、別添三に掲げる業務など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、当該業務に対応した業務人・時間数を標準業務内容に応じた業務人・時間数に付加することにより算定するものとする。
- 4 第一項イに定める算定方法において、平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物又は軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上の建築物に係る設計等の業務を行うために必要な業務人・時間数が標準業務内容に応じた業務人・時間数を超過した場合は、当該超過した業務人・時間数を加算することにより算定するものとする。
- 5 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部改正）

第二条 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

次の題名をつける。

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

制定文中「その業務」の下に「(耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第一項に規定する耐震診断をいう。)及び耐震改修(同条第二項に規定する耐震改修をいう。)に係る業務を除く。)」を加える。

別添一第1項第一号イの表(1)の項(ii)の項業務内容の欄中「場合又は」を「場合若しくは」に改め、同号ロ(1)の表(注)中6を7とし、2から5までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 (1) から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

別添一第1項第一号ロ(2)の表(注)中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 (1) から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

別添一第1項第二号ロ(1)の表(3)の項(i)の項成果図書の欄中⑩を⑪とし、⑫から⑮までを1ずつ繰り下げ、⑫の次に次のように加える。

⑬ その他設置設備設計図

別添一第1項第二号ロ(1)の表(注)及び(2)の表(注)中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 (1) から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

別添四1. 中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

別添一

標準業務は、既存の建築物の設計図書等耐震診断又は耐震改修に必要な情報が提示されている場合に、耐震診断に係る一般的な受託契約又は耐震改修に係る一般的な設計受託契約若しくは工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務（他の建築士事務所が行った耐震診断の結果を用いて行う耐震改修の業務を除く。）とし、その内容を以下に掲げる。

1 耐震診断に関する標準業務

建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、劣化状況（腐食、腐朽又は摩損の度をいう。以下同じ。）、材料強度等に関する実地調査を行った上で、当該実地調査の結果及び設計図書等に基づき、耐震診断結果報告書を作成するために必要な戸建木造住宅以外の建築物にあっては次のイに、戸建木造住宅にあっては次のロに掲げる業務をいう。

イ 戸建木造住宅以外の建築物に係る業務内容

項 目		業 務 内 容
(1) 予備調査	(i) 予備調査	建築物の概要について、設計図書、建築物の建築に関する法令及び条例（以下「建築関係法令」という。）に基づく過去の申請書等により確認する。 建築物の過去の増築、改築、修繕又は模様替の有無、使用状況、被災状況、劣化状況等について、委託者からの聞き取り等により確認する。 実地調査を行う部分にある被覆材等の建築材料に石綿が添加されていないかどうかについて、設計図書等により確認する。 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、溶接部に用いられる建築材料の受入検査の内容について、設計図書等により確認する。
	(ii) 実地調査及び耐震診断の方針の策定並びに委託者への説明	予備調査の結果を踏まえ、実地調査の方針及び使用する耐震診断方法（平成十八年国土交通省告示第百八十四号別添第一の規定による耐震診断の方法をいう。以下同じ。）等を明らかにした耐震診断の方針を策定し、委託者に説明する。
(2) 実地調査		実地調査の方針に基づき、目視又は計測により、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、劣化状況及び材料強度、建築物の階数、平面及び立面の形状並びに用途、建築物に作用する荷重の数値等に関する実地調査を行う。 当該実地調査の結果が、設計図書等と整合していることを確認する。 当該実地調査の結果を踏まえ、追加の調査を行う必要があるかどうかを、必要に応じて委託者と協議する。
(3) 耐震性能の評価等	(i) 耐震診断用図面の作成	設計図書等の内容及び実地調査の結果を踏まえ、耐震診断に用いる図面（以下「耐震診断用図面」という。）を作成する。
	(ii) 材料強度及び各種指標の設定	実地調査の結果及び耐震診断用図面の内容を踏まえ、耐震診断に必要な材料強度及び各種指標を設定する。
	(iii) 構造耐震指標等の算出等	耐震診断の方針に基づき、耐震診断方法に定められた計算方法により、耐震性能の評価に必要な構造耐震指標等を算出するとともに、必要に応じて塔屋、エキスパンションジョイント、片持ちの部材その他耐震性能の評価に影響を与えない建築物の部分について、地震に対する安全性の検討を行う。
	(iv) 耐震性能の評価等	実地調査の結果及び算出した構造耐震指標等を踏まえ、耐震性能を評価する。 耐震性能の評価の結果を踏まえ、耐震性能が確保されていない場合においては、耐震補強の方針を作成する。
(4) 耐震診断結果の委託者への報告等	(i) 耐震診断結果報告書の作成	耐震性能の評価の結果等を踏まえ、耐震診断結果報告書を作成する。
	(ii) 耐震診断結果報告書の委託者への説明	耐震診断結果報告書を委託者に提出し、委託者に対して、当該耐震診断結果報告書の内容（耐震診断の方針及び実地調査の結果と耐震性能の評価との関係を含む。）の説明を行う。

ロ 戸建木造住宅に係る業務内容

項 目		業 務 内 容
(1) 予備調査	(i) 予備調査	建築物の概要について、設計図書、建築基準法令の規定に基づく過去の申請書等により確認する。
		建築物の過去の増築、改築、修繕又は模様替の有無、使用状況、被災状況、劣化状況等について、委託者からの聞き取り等により確認する。
		建築物の内装材及び外装材の仕様、周囲の地形、敷地の地盤等について調査を行う。
	(ii) 実地調査及び耐震診断の方針の策定並びに委託者への説明	予備調査の結果を踏まえ、実地調査の方針及び使用する耐震診断方法等を明らかにした耐震診断の方針を策定し、委託者に説明する。
(2) 実地調査		実地調査の方針に基づき、目視又は計測により、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合部の緊結の度、劣化状況及び材料強度、建築物の基礎の形状、鉄筋の有無、ひび割れ等の劣化状況、建築物の床、壁及び小屋組（これらの接合部を含む。）の構造方法、階数、平面及び立面の形状並びに用途、建築物の敷地の地盤及び周囲の地形の状況等に関する実地調査を行う。 当該実地調査の結果が、設計図書等と整合していることを確認する。 当該実地調査の結果を踏まえ、追加の調査を行う必要があるかどうかを、必要に応じて委託者と協議する。
(3) 耐震性能の評価等	(i) 耐震診断用図面の作成	設計図書等の内容及び実地調査の結果を踏まえ、耐震診断用図面を作成する。
	(ii) 各種指標の設定等	実地調査の結果及び耐震診断用図面の内容を踏まえ、建築物の壁及び柱の位置を確認するとともに、耐震診断に必要な各種指標を設定する。
	(iii) 構造耐震指標等の算出等	耐震診断の方針に基づき、耐震診断方法に定められた計算方法により、耐震性能の評価に必要な構造耐震指標等を算出する。
	(iv) 地盤及び基礎の安全性の評価	実地調査の結果及び算出した構造耐震指標等を踏まえ、建築物の敷地の地盤及び基礎の安全性を評価する。
	(v) 耐震性能の評価等	実地調査の結果、算出した構造耐震指標等並びに建築物の敷地の地盤及び基礎の安全性の評価の結果を踏まえ、耐震性能を評価する。 耐震性能の評価の結果を踏まえ、耐震性能が確保されていない場合においては、耐震補強の方針を作成する。
(4) 耐震診断結果の委託者への報告等	(i) 耐震診断結果報告書の作成	耐震性能の評価の結果等を踏まえ、耐震診断結果報告書を作成する。
	(ii) 耐震診断結果報告書の委託者への説明	耐震診断結果報告書を委託者に提出し、委託者に対して、当該耐震診断結果報告書の内容（耐震診断の方針及び実地調査の結果と耐震性能の評価との関係を含む。）の説明を行う。

2 耐震改修に係る設計に関する標準業務

一 耐震改修に係る設計に関する標準業務

建築物の構造耐力上主要な部分に係る耐震性能の向上のために必要な範囲で、委託者から提示された要求その他の諸条件を耐震改修に係る設計条件として整理した上で、建築物が備えるべき機能及び耐震性能、耐震補強工法、主な使用材料の種別及び品質等を検討し、それらを総合して耐震改修に係る設計方針を策定し、工事施工者が耐震改修に係る設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図（当該耐震改修に係る設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）に合致した建築物の耐震改修の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、耐震改修に係る設計方針に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、戸建木造住宅以外の建築物にあってはロ(1)、戸建木造住宅にあってはロ(2)に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ 業務内容

項目	業務内容
(1) 耐震改修に係る設計条件等の整理	(i) 条件整理等 耐震診断の結果、耐震性能の水準など委託者から提示されるさまざまな要求、耐震改修の工事の施工中における建築物の使用に伴う施工上の制約その他の諸条件を耐震改修に係る設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議 委託者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、委託者に説明を求め又は委託者と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	耐震改修に係る設計に必要な範囲で、建築関係法令の規定に基づく過去の申請書の内容の確認、建築関係法令の規定上の制約条件の調査等を行い、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(3) 建築物の現況の調査、上下水道、ガス、電力、通信等の調査及び関係機関との打合せ	耐震改修に係る設計に必要な範囲で、建築物の現況、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況、建築物及びその敷地への耐震改修による影響等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 耐震改修に係る設計方針の策定	(i) 総合検討 耐震改修に係る設計条件に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について考慮した上で、耐震改修に係る設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 耐震補強方法の検討 耐震改修に係るこれまで検討された事項のうち、委託者と協議して合意に達しておく必要のあるものを整理し、耐震改修に係る設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 耐震補強による効果の確認 耐震診断方法に定められた計算方法により想定した耐震補強工法が建築物の耐震性能の向上に効果があることを確認する。
	(iv) 耐震改修に係る設計方針の策定及び委託者への説明 総合検討、耐震補強による効果の確認の結果及び予算を踏まえ、耐震改修に係る設計方針の策定及び耐震改修計画説明書の作成を行い、委託者に説明を行う。
(5) 設計図書の作成	耐震改修に係る設計方針に基づき、委託者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、設計図書を作成する。なお、設計図書においては、構造耐力上主要な部分、仕上げ材等の撤去及び復旧の方法、工事施工者が施工すべき補強箇所及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を可能な限り具体的に表現する。
(6) 概算工事費の検討	設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書に基づく耐震改修の工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 設計内容の委託者への説明等	耐震改修に係る設計を行っている間、委託者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について委託者の意向を確認する。
	設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書を委託者に提出し、委託者に対して設計意図及び設計内容の総合的な説明を行う。

ロ 成果図書

(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 統括	① 既存建築物概要書 ② 各種耐震改修方法の比較検討書 ③ 耐震改修計画説明書 ④ 全体工事費概算書

(2) 意匠		① 仕様書 ② 仕上表 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 平面図(改修階) ⑥ 断面図(改修面) ⑦ 立面図(改修面) ⑧ 矩計図 ⑨ 展開図 ⑩ 天井伏図(改修階) ⑪ 部分詳細図 ⑫ 建具表 ⑬ 工事費概算書
(3) 構造		① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図(改修階) ④ 軸組図(改修面) ⑤ 補強部材リスト ⑥ 耐震補強工法、使用建築材料等詳細図 ⑦ その他部分詳細図 ⑧ 耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書 ⑨ 工事費概算書
(4) 設備	(i) 電気設備	① 仕様書 ② 受変電設備図 ③ 非常電源設備図 ④ 幹線系統図 ⑤ 電灯、コンセント設備平面図(改修階) ⑥ 動力設備平面図(改修階) ⑦ 通信・情報設備系統図 ⑧ 通信・情報設備平面図(改修階) ⑨ 火災報知等設備系統図 ⑩ 火災報知等設備平面図(改修階) ⑪ その他改修設備設計図 ⑫ 部分詳細図 ⑬ 屋外設備図 ⑭ 工事費概算書 ⑮ 各種計算書
	(ii) 給排水衛生設備	① 仕様書 ② 給排水衛生設備配管系統図 ③ 給排水衛生設備配管平面図(改修階) ④ 消火設備系統図 ⑤ 消火設備平面図(改修階) ⑥ その他改修設備設計図 ⑦ 部分詳細図 ⑧ 屋外設備図 ⑨ 工事費概算書 ⑩ 各種計算書
	(iii) 空調換気設備	① 仕様書 ② 空調設備系統図 ③ 空調設備平面図(改修階) ④ 換気設備系統図 ⑤ 換気設備平面図(改修階) ⑥ その他改修設備設計図 ⑦ 部分詳細図 ⑧ 屋外設備図 ⑨ 工事費概算書 ⑩ 各種計算書
	(iv) 昇降機等	① 仕様書 ② 昇降機等平面図(改修階) ③ 昇降機等断面図(改修面) ④ 部分詳細図 ⑤ 工事費概算書 ⑥ 各種計算書

- (注) 1 建築物の耐震改修の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
2 (i)から(4)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載

する場合がある。

- 3 「統括」とは建築物の意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「意匠」とは建築物の意匠に関する設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 4 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
- 5 平面図、断面図、立面図、伏図、軸組図、各種設備系統図及び各種設備平面図には、改修前後の内容に関する記載を含む。
- 6 仕上表、平面図、断面図、立面図、伏図等には、仕上げ材等の撤去及び復旧の内容に関する記載を含む。
- 7 「耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書」には、目標とする構造耐震指標等及び耐震補強後の構造耐震指標等の数値に関する記載を含む。

(2) 戸建木造住宅に係る成果図書

業務の種類	成果図書
(1) 統括	① 既存建築物概要書 ② 耐震改修計画説明書 ③ 全体工事費概算書
(2) 意匠	① 仕様書 ② 仕上表 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 平面図(改修階) ⑥ 断面図(改修面) ⑦ 立面図(改修面) ⑧ 矩計図 ⑨ 展開図 ⑩ 天井伏図 ⑪ 建具表 ⑫ 工事費概算書
(3) 構造	① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 基礎伏図 ④ 床伏図(改修階) ⑤ はり伏図(改修階) ⑥ 小屋伏図 ⑦ 耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書 ⑧ 耐震補強工法、使用建築材料等詳細図 ⑨ 工事費概算書
(4) 設備	① 仕様書 ② 設備位置図(電気、給排水衛生及び空調換気)(改修階) ③ 工事費概算書

- (注) 1 建築物の耐震改修の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 (1)から(4)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
- 3 「統括」とは建築物の意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「意匠」とは建築物の意匠に関する設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 4 平面図、断面図、立面図、各種伏図、軸組図及び設備位置図には、改修前後の内容に関する記載を含む。
- 5 仕上表、平面図、断面図、立面図、各種伏図等には、仕上げ材等の撤去及び復旧の内容に関する記載を含む。
- 6 「耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書」には、目標とする構造耐震指標等及び耐震補強後の構造耐震指標等の数値に関する記載を含む。

二 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある耐震改修に係る設計に関する標準業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号ロに掲げる成果図書に基づき、質疑応答、説明、耐震補強工法、工事材料等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を委託者を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。

	設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 耐震補強工法、工事材料等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある耐震補強工法、工事材料等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を委託者に対して行う。
(3) 設計条件の変更に係る協議	設計段階において建築物の現況の調査が行われたにもかかわらず、工事施工段階において建築物の現況が委託者から提示された設計図書等と整合していないこと等が判明し、耐震改修に係る設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者と協議する。

3 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

一 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務

前項第一号ロに掲げる成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項目		業務内容
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について委託者に説明する。
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、委託者と協議する。
(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、委託者に報告し、必要に応じて委託者を通じて設計者に確認する。
	(ii) 質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて委託者を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（補強部詳細図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、委託者に報告する。
	(ii) 耐震補強工法、工事材料等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する耐震補強工法、工事材料及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、委託者に報告する。
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書の定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により行う。
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を委託者に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由については委託者に書面で報告した場合においては、委託者及び工事施工者と協議する。
(6) 工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を委託者に提出する。

二 その他の標準業務

前号に定める業務と一体となつて行われる次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的方法により検討し、委託者に報告する。
(2) 工程表の検討及び報告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を委託者に報告する。
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告等	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を委託者に報告する。

		工事施工段階において建築物の現況が設計図書等と整合していないことが判明し、耐震改修に係る設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者に報告する。
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法による確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を委託者に報告する。
	(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあつては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		工事施工者から委託者への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、委託者に報告する。
	(ii) 最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、委託者に報告する。

別添二

- 1 別添一第1項イに掲げる業務内容（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係るものに限る。第三項において同じ。）に係る標準業務人・時間数は、別表第一の(一)耐震診断の欄に掲げるものとする。
- 2 別添一第1項ロに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別表第二の(一)耐震診断の欄に掲げるものとする。
- 3 別添一第2項第一号イに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数（同号ロ(1)の表の(3)構造の欄に掲げる成果図書に係るものに限る。）は、別表第一の(二)耐震改修に係る設計の欄に掲げるものとする。
- 4 別添一第2項第一号イに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数（同号ロ(2)に掲げる成果図書に係るものに限る。）は、別表第二の(二)耐震改修に係る設計の欄に掲げるものとする。
- 5 次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計等の業務を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。
- 6 次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

別表第一 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

(単位 人・時間)

床面積の合計	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡
(一) 耐震診断	290	340	380	450	510	600	740	880
(二) 耐震改修に係る設計（構造に係るものに限る。）	150	190	230	290	340	430	590	750

別表第二 戸建木造住宅

(単位 人・時間)

床面積の合計	75㎡から250㎡まで
(一) 耐震診断	45
(二) 耐震改修に係る設計	60

別添三

1. 耐震診断に関する標準業務に附随する標準外の業務

耐震診断に係る受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる耐震診断に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務
- 二 非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務
- 三 実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務
- 四 木造の建築物における白蟻^{あり}による被害に関する調査に係る業務
- 五 補助金等の交付の申請に必要な図書の作成に係る業務
- 六 耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- 七 建築関係法令への適合性の確認に係る業務（別添一第1項イ又はロに掲げる業務内容を除く。）

2. 耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随する標準外の業務

耐震改修に係る設計受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震改修に係る設計に必要な設計図書の復元に係る業務
- 二 非構造部材及び設備機器の耐震改修に係る設計に関する業務
- 三 耐震改修に係る設計に関する成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務
- 四 補助金等の交付の申請に必要な図書の作成に係る業務
- 五 耐震改修に係る設計に関する成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- 六 確認申請に必要な図書の作成に係る業務
- 七 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務
- 八 エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
- 九 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務
- 十 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
- 十一 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務

3. 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務

耐震改修に係る工事監理受託契約に基づき、別添一第3項に掲げる耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務とする。

Ⅲ 既存学校建築物の耐力度測定業務に関する要望

既存学校建築物の耐力度測定業務の発注にあたっては、当協会会員事務所にご下命下さるようお願い申し上げます。

既存学校建物の耐力度測定業務報酬算定基準

(一社)茨城県建築士事務所協会

この業務は、文部科学省義務教育諸学校施設費国庫負担法等の諸法令による「既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造学校建物の耐力度測定方法」(改訂版)「既存補強コンクリートブロック造学校建物の耐力度測定方法」(以下耐力度測定方法)に基づく技術基準に従って行う業務に適用します。

本表の利用が不合理な建物、特殊な形状・架構を有する建物については、個別に算定します。建物単位は棟別とし、エキスパンションジョイントにて区分された建物は別棟扱いとします。

耐力度測定業務に関する必要書類は(表 1)のとおりです。但し設計図が無い場合又はその一部が不足の場合、現地調査等により補うことができる場合は本表に準じて算定します。詳細については「現地調査(立会い)業務」を参照して下さい。

必要書類一覧(表 1)

1	調査対象施設の設計図一式 (構造計算書・施工図等でも可)
2	敷地内地質調査(柱状図)の写し
3	学校施設台帳の写し (学校要覧を含む)

耐力度測定業務費用の算出方法

$$\text{報酬} = \text{直接人件費} + \text{経費} + \text{技術料} + \text{特別経費} + \text{その他の業務} + \text{消費税}$$

C P E F R S T

1. 直接人件費(P)

直接人件費 = 合計人・日数 × 技術者単価

合計人・日 = 表 2 (a)～(e) に要する人・日の合計とする。

(表 2)

人・日数の計算		
(a)	必要書類の整備と作成	Ⅲ－2 頁
(b)	調査票添付図書の作成	〃
(c)	構造耐力計算	Ⅲ－3 頁
(d)	現地調査(立会い)業務	Ⅲ－3～5 頁
(e)	調査票編集・作成	Ⅲ－5 頁

技術者の資格等

この業務は、一級建築士で(一社)文教施設協会ならびに(一社)日本建築学会が開催する講習会受講者で、国公立学校及び都道府県教育委員会等の技術職員と同知識を有する者（予備調査者）が行う業務です。予備調査者が行う調査は、調査者の指導によりこれを行います。技術員のレベルは技師(C)です。

2. 経 費 (E)

Ⅱ－10 頁に同じ

3. 技術料 (F)

Ⅱ－10 頁に同じ

4. 特別経費 (R)

調査に必要な項目を計上する。

5. その他の業務 (S)

現地調査、建物復元図、その他の業務

人・日数 (P) の目安

(a) 必要書類の整備と作成に対する人・日数

必要書類の整備と作成は調査対象建物の面積、構造、年度別に関係なく、2.0 人・日とします。また調査票裏書きの平面図、断面図及び面積計算表の作成については、特殊な形状の建物を除き簡易な形状の建物で 1.0 人・日、2 階建以上のもの又は体育館等で 2.0 人・日を加算します。

(b) 調査票添付図書の作成

必要な図面は次の通り。

- ・基礎伏図、基礎リスト
- ・各階梁伏図、梁リスト（壁リストを含む）
- ・軸組図
- ・矩形図又は仕上の概要が判定出来る図面
- ・その他必要な図（設計図の写しを含む）

(表 3) (人・日)

棟 別 必 要 人 ・ 日 数			
	通常の建物で平屋又は簡易な建物	通常の建物で 2 階建以上又は体育館等の建物	特殊な形状の建物
250 m ² 以下	2	3	図面等による現地確認を行い必要に応じて人・日数を算定する
500 m ² 〃	3	5	
1000 m ² 〃	5	7	
1000 m ² を超える m ² 当りの加算人工数	0.002	0.003	

(c) 構造耐力計算

特殊な構造形式の建物は必要に応じて人・日数を算定します。

(c)－1 鉄骨造についての人・日数（表 3－1）

（人・日）

	通常の建物で平屋建て又は簡易な建物	通常の建物で2階以上又は体育館等の建物	特殊な形状又はフレームを有する建物
250 m ² 以下	3	10	図面等による現地確認を行い必要に応じて算定
500 m ² 〃	5	13	
1000 m ² 〃	7	17	
1000 m ² を超えるm ² 当りの加算人工数	0.003	0.004	

(c)－2 鉄骨コンクリート造についての人・日数（表 3－2）

（人・日）

	通常の建物でX、Y方向共ラーメン構造のもの	通常の建物でX、Y方向共壁式構造のもの	特殊な建物
250 m ² 以下	12	10	図面等による現地確認を行い必要に応じて算定
500 m ² 〃	16	13	
1000 m ² 〃	21	17	
1000 m ² を超えるm ² 当りの加算人工数	0.006	0.005	

(c)－3 補強コンクリートブロック造についての人・日数（表 3－3）

（人・日）

	通常の建物	特殊な建物
250 m ² 以下	5	図面等による現地確認を行い必要に応じて算定
500 m ² 〃	7	
500 m ² を超えるm ² 当りの加算人工数	0.003	

(d) 現地調査（立会い）業務

調査は棟別に行い、予備調査者が現地調査に立会う場合の人・日とします。

現地調査の立会いは、調査位置の指示、調査方針及びその指導、調査記録の指針及び方法、その他をいいます。

調査に欠かせない仕上材の撤去と復旧費用は特別経費（R）に計上します。

設計図がない場合又はその一部が失われた場合の建物は復元図を作成します。その必要経費及び人・日は別途加算します。

復元図の作成は現地調査と平行して構造体を実測します。復元図作成に要する報酬は現地調査業務と復元図作成業務に別れます。一方は現地調査費用として必要経費・人・日を計上し、復元図作成業務は「その他の業務（S）」として計上します。

現地調査は補助技術員を必要とします。補助技術員のレベル及び人・日数は必要に応じて算定します。

(d)－1 鉄骨造

- ・全景像（写真要）
- ・室内像（代表室内写真要）
- ・ボーリングデータ又は載荷試験を現地で行う場合（写真要）
- ・鉄骨腐食度
（X、Y方向 代表フレーム柱脚部、柱軸部、梁柱接合部、梁軸部、母屋、小梁、胴縁、間柱、（柱脚、軸部、柱頭）写真要）
- ・座屈状況
（X、Y方向 代表フレーム柱、梁、母屋、小梁、胴縁、間柱、スケール入り写真要）
- ・柱の傾斜量（X、Y方向柱 代表フレーム柱のみスケール入り写真要）
- ・接合方式
（X、Y方向 代表フレーム柱脚部、梁柱接合部、梁仕口、母屋、小梁、胴縁、間柱、（柱脚、柱頭）各仕口写真要）
- ・不同沈下量の測定状況（写真要）

(d)－2 鉄筋コンクリート造

- ・全景像（写真要）
- ・室内像（代表室内写真要）
- ・ボーリングデータ又は載荷試験を現地で行う場合（写真要）
- ・鉄筋腐食度（X、Y方向 代表フレーム柱、梁 写真要）
- ・鉄筋かぶり厚さ測定（X、Y方向 代表フレーム柱、梁 写真要）
- ・コンクリート中性化深さ測定（X、Y方向 代表フレーム柱、梁 写真要）
- ・ひび割れの状況（柱、梁、壁、床 写真要）
- ・コア抜きによる圧縮強度試験（中性化深さ、塩分分析試験を含む、コア抜き状況写真要）
- ・不同沈下量の測定状況（写真要）
- ・帯筋調査（代表フレーム柱のみ 写真要）

(d)－3 補強コンクリートブロック造

- ・全景像（写真要）
- ・室内像（代表室内写真要）
- ・ボーリングデータ又は載荷試験を現地で行う場合（写真要）
- ・臥梁、スラブ構造（写真要）
- ・ブロック種別（写真要）
- ・コンクリート中性化深さ及び鉄筋かぶり厚さ（X、Y方向 代表フレーム写真要）
- ・充填コンクリート中性化深さ（X、Y方向 代表フレーム 写真要）
- ・鉄筋かぶり厚さ測定（X、Y方向 代表フレーム 写真要）

- ・鉄筋腐食度（X，Y方向 代表フレーム臥梁、基礎梁、縦筋、横筋 写真要）
- ・ひび割れ（X，Y方向 代表フレーム臥梁、基礎梁、床、C B壁 写真要）
- ・シュミットハンマーによる圧縮強度測定（代表フレーム臥梁、基礎梁 写真要）
- ・たわみ量測定（代表スラブ、代表フレーム梁、スケール入り写真要）
- ・不同沈下量の測定状況（写真要）

（表 4）

	鉄 骨 造	鉄筋コンクリート造	補強コンクリートブロック造
現地調査立合人・日数	4	6	5

（e）調査票編集・作成に対する人・日数 （表 5）

一 調 査 票 に か か る 人 ・ 日 数 を 提 示 す る		
1	鉄骨造で軽微なもの又は仕上材の撤去、復旧が簡易なもの	5
2	その他のもの	6

提出調査票部数は、3部を標準とします。

調査票の作成編集は、年度別、棟別、構造別に単位報告書として作成することになります。
その場合は人・日数を補正します。（下記に補正方法の例を示す）

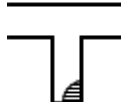
- ・調査票を提示する場合年度別建物で同一棟、同一構造体の場合の加算方法は下式とします。
編集・作成人・日＝1.0（初年度）＋0.8（次年度）＋0.7（次々年度）＋0.6（その後）＋0.5
（以下同じ）
- ・調査票を提出する場合年度別に拘らず同一棟、構造別の場合の加算方法は下式とします。
編集・作成人・日＝1.0（初年度）＋1.0（異種構造体 以下同じ）

R 特別経費

- （1） 現地調査（立合い）業務に関係する（表 6）に掲げる調査に要する費用。
仕上材の撤去と復旧に要する種々の費用も、この中に含めます。
- （2） 調査に必要な足場、仕上材の取外しと復旧費、清掃、跡片付け及び経費等。

鉄筋コンクリート造の場合の特別経費に計上する項目と必要数量

(表 6)

調 査 目 標	現 場 の 作 業	柱	梁	壁	床	合計
コンクリートの強度確認	コア採取	—	上の中から：合計 4	—	—	4
中性化深さ実測 鉄筋腐食度観察 かぶり厚さ実測	はつり (左記項目の確認は 同一のはつり箇所で行う事が出来る)	 柱の出隅 柱頭：1 柱脚：1 (同一柱ではない)	 梁の出隅 任意の箇所：2 (同一の梁でない)	—	—	4
昭和 45 年以前の建物の場合 帯筋の太さと間隔実測 (設計図で確認できる 場合は不要)	はつり	 柱の中央部分長さ 1m以上 任意箇所：1	—	—	—	(1)
ひび割れ幅実測	ひび割れ面の 仕上材除去	1	1	1	1	4
塩分の含有量調査	はつり	試料は上で採取したコアまたコンクリート片を使用：2				2
不同沈下の測定	水準器による測定	梁間、桁方向につき各々1面：2 階床面が好ましい				2

調査箇所数の注意

1. 建設年が異なる毎に上記箇所数を適用する。
2. 延べ床面積には関係なく適用する。
3. 上記箇所数は最小値で、これ以上でも構わない。
4. 上記調査箇所数と結果の取り扱いについては、「学校建築耐力度測定方法」を参照されたい。

IV 木造住宅耐震診断業務に関する要望

木造住宅耐震診断業務の発注にあたっては、当協会会員事務所に
ご下命下さるようお願い申し上げます。

木造震災建築物の被災度区分判定業務報酬基準

(一社)茨城県建築士事務所協会

ここに示す木造震災建築物の被災度区分判定業務は、大規模地震による建物の損傷の程度及び状況を調査し被災度区分を行うことにより、復旧に際しての補強の可否を示すこと及び被災した建築物の復旧計画の手順や復旧工法を示すことに関する業務について適用します。

1 本業務報酬基準の対象とする建築物は下記とし、内容は表1に掲げる調査・判定業務とする。

- ① 構造：在来木造軸組工法とする。
- ② 用途：一戸建ての住宅を基本とし小規模の併用住宅までとする。
- ③ 階数：地上2階以下とする。

業務比率

木造建築物被災度 区分判定	被災度調査	30 %
	被災度区分判定・復旧補強計画	55 %
	報告及び説明	15 %
	合計	100 %

表1 調査・判定業務内容

被災度調査	建築主より平面図及び仕様書等の提示を受けることを前提とする。 これを基に次の業務を行う	
	ア 情報収集・準備	1 建物概要把握、用意された資料について確認 2 各種打合せ
	イ 建物調査	1 建物内容確認 2 被災・損傷状況調査及び調査表記入
被災度区分判定	ア 調査内容確認	調査表内容確認、整理
	イ 被災度区分判定	1 調査表の記入結果に基づき被災度を判定 2 被災度区分による補修・補強の可否の判定
	ウ 被災原因調査	1 復旧に先立ち被災原因の究明 2 被災前耐力推定及び補修・補強の可否の判断
復旧計画	ア 復旧方針の決定	1 必要補強レベルの算定 2 復旧計画案の策定
	イ 補強計画	1 補強方法の検討 2 補強後推定耐力算定
報告・説明	ア 被災度判定結果の報告 イ 補修・復旧計画案の説明 ウ 補強計画案の説明	

2 報酬の算定方法

報酬=直接人件費+経費+技術料+特別経費+その他の業務+消費税

直接人件費 : (表2に掲げる人・時) × α × (技術者単価)

α : 難易度(1.0~2.0)

経 費 : 直接人件費と同額

技 術 料 : 直接人件費の50%

特 別 経 費 : 本業務遂行上の宿泊費・旅費交通費、その他

その他の別途加算業務:

- ① 図面の作成
- ② 精密調査及び被災判定区分以外の調査
- ③ 特殊な機器を必要とする調査
- ④ 計画に伴う図書の作成及び工事監理業務
- ⑤ その他

難易度 : 1.0~2.0の範囲で下記建物について適宜設定する。

- ① 複雑な形状の建物
- ② 増改築を繰り返している建物
- ③ 構造に関し難解要素を有する建物
- ④ その他

建物を調査するにあたり建物には様々な経歴を有する場合がある。増築や改築を繰り返していたりまた蟻害・腐食等の経歴により修繕が行われている場合もあり一般的な被災調査では把握出来ない場合もある。建物の内容によってはその他の業務(以下別途加算業務)として業務名を明記した上で人・時数を加算することが望ましい。

しかし建物の内容によっては別途加算業務にならないもので、その規模の建物としては他に比べて手間の掛かる場合がありこれらを考慮する必要がある。これらは調査者がその建物の状況判断をすることが必要であり難易度を判断しなければならない。

表 2 木造震災建築物の被災度区分判定業務人・時数表

直線補間

面 積		50㎡以下	100㎡以下	150㎡以下	200㎡以下	200㎡超
被災度調査 区分判定業務	被災度調査	4 h × 2 人 = 8 h				
	被災度区分判定 および復旧計画	1 0 h	1 2 h	1 5 h	1 8 h	1 8 h ~
	報告・説明	4 h				
	合計	2 2 h	2 4 h	2 7 h	3 0 h	3 0 h ~

(注)

- 1 成果品としては次のものとする。
 - 木造建築物の被災度区分判定調査表
 - 被災後推定耐力算定書
 - 補強後推定耐力算定書（補強計画を行った場合）
 - 補修・補強及び復旧方法説明書
- 2 図面作成及び上記以外の資料作成については別途加算業務とする。
- 3 計画に伴う設計図書の作成及び工事監理業務は別途業務とする。
- 4 この業務は建物 1 棟毎の業務であり、面積は 1 棟毎の面積とする。
- 5 端数は直線補間とする。

木造住宅耐震診断業務報酬算定基準

(一社)茨城県建築士事務所協会

この業務は、木造住宅の耐震診断に関する業務に適用します。診断は一般診断（通称簡易診断と呼ばれる）と精密診断があります。補強をしようとする場合や補強後の耐震性能を確認する場合は、精密診断を適用します。

報酬は下記の項目で構成されます。

報酬 = ① + ② + ③ + ④ + ⑤ （報酬には消費税は含まれておりません）

① 直接人件費：（人・時間数）×（技術者の1日の単価）

② 経費：（直接人件費と同額）

③ 技術料：（直接人件費の50%）

④ 特別経費：建物の仕様等の調査する為の費用。

図面が無い場合に建物を実測し、作図に要する人件費等

（図面とは、平面図、立面図、筋違いの配置、仕上材の分かるものを指す。）

⑤ その他の業務

1. 直接人件費の人・時間数の算定

人・時間数の算定は下表による

一般診断

面 積	階 数	人・時間数	
		図面有り	図面無し
150 m ² 未満	1	16	24
	2	20	28
150 m ² 以上 200 m ² まで	1	20	28
	2	24	32

※一般診断における、現地調査は天井・床下点検口等からの調査とし、仕上材等の撤去・復旧は行わない。

（点検口が無く、調査に仕上材の撤去・復旧が必要な場合は復旧材及び大工手間等の経費を計上する。）

精密診断 （補強計画が伴う場合は別途で同額を加算する）

面 積	階 数	人・時間数	
		図面有り	図面無し
150 m ² 未満	1	32	40
	2	40	48
150 m ² 以上 200 m ² まで	1	40	48
	2	48	56

2. 特別経費 （精密診断における一般的な調査に関する費用等）

※下記費用は標準的な仕上材によるもので、特別な場合は別途加算する。

現地調査に関する人・時間数： 24 人・時間数

※本項での算定は、200 m²までの住宅を対象とする。

200 m²を超える建物や、住宅以外の用途の建物については特別算定する。

V 特殊建築物定期報告並びに定期点検業務に関する要望

特殊建築物定期報告並びに定期点検業務の発注にあたっては、当協会の
会員事務所にご下命下さるようお願い申し上げます。

特殊建築物定期報告並びに定期点検業務報酬算定基準

(一社) 茨城県建築士事務所協会

(平成 27 年 4 月 1 日改正)

この業務は、建築基準法第 12 条第 1 項、第 2 項及び関係法令等による建築物の定期報告並びに定期点検に関する業務に適用します。

1. この報告は、所定の書式に従い建築物の敷地、構造、避難等に関する事項について調査を行い建築物の定期報告並びに定期点検に関する報告書を作成するものです。

2. 調査報告に必要な書類（設計図、確認申請通知書、その他の資料としてトレース及び復元図・その他）がある場合とします。

建築設備関係（消火・防火設備、その他の電気、給排水、衛生、換気、空調設備関係）は、別途加算業務とします。建築設備定期検査報告は、(一財)日本建築防災協会が別に定めた「特殊建築物等定期調査業務費用の考え方」に順ずるものとします。

3. 報酬の算出

報酬＝直接人件費＋経費＋技術料＋特別経費＋その他の別途加算業務＋消費税

直接人件費：(表 2 による人工表) × (表 1 による業務比率) × α (難易度)

経 費：直接人件費と同額

技 術 料：直接人件費の 50%

特別経費：

(1) 測量業務費

(2) 本業務遂行上の宿泊費・旅費交通費

(3) その他

その他の別途加算業務：

(1) 復元図の作成

(2) 行政庁より詳細な図面の提出或いは写真の提出、現地立会いを求められた場合

(3) 外装仕上げ等の精密調査とそれに伴う足場や赤外線調査など

(4) アスベスト診断士等専門技術者による調査

(5) 建築設備、防火設備の定期点検

(排煙設備、防火戸、防火シャッター、昇降機、避難器具、非常用照明、消防設備等)

(6) その他

難易度 (α)：1.0～2.0 の範囲で下記建物について適宜設定する。

(1) 老朽化の著しい建物又は精密調査を要する建物

(2) 複合建築物で調査が複雑なもの

(3) その他敷地・構造・避難に関する複合要素或いは難解要素を有する建物

表 1 定期報告を行う建物及び業務比率

	用途	規模	報告時期	業務比率
1	劇場、映画館又は演芸場	地階、 $F \geq 3$ 階、 $A \geq 500 \text{ m}^2$ 又は 主階が 1 階にないもの	H28 年度 (以降 2 年に 1 回)	1. 4
2	観覧場（屋外観覧場は除く） 公会堂又は集会場	地階、 $F \geq 3$ 階又は $A \geq 1,000 \text{ m}^2$		1. 4
3	病院又は診療所（患者の収容施設がある ものに限る）	地階、 $F \geq 3$ 階又は $A \geq 1,000 \text{ m}^2$		1. 2
4	ホテル又は旅館	地階、 $F \geq 3$ 階又は $A \geq 1,000 \text{ m}^2$		1. 4
5	事務所その他これに類するもの（階数が 5 以上で延べ面積が $1,000 \text{ m}^2$ を超えるも のに限る）	地階、 $F \geq 3$ 階	H28 年度 (1 回 / 3 年)	1. 0
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレ ー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダ ンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、 料理店、飲食店又は物品販売業を営む店 舗	地階、 $F \geq 3$ 階又は $A \geq 1,000 \text{ m}^2$	H27 年度 (1 回 / 2 年)	1. 3
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場又はスポ ーツの練習場	地階、 $F \geq 3$ 階又は $A \geq 2,000 \text{ m}^2$	H29 年度 (1 回 / 3 年)	1. 3
8	児童福祉施設、老人福祉施設、有料老人 ホーム、 その他建築基準法施行令第 19 条による 児童福祉施設等	地階、 $F \geq 3$ 階又は $A \geq 1,000 \text{ m}^2$	H28 年度 (1 回 / 2 年)	1. 4
9	学校又は体育館	地階、 $F \geq 3$ 階又は $A \geq 2,000 \text{ m}^2$	H27 年度 (1 回 / 3 年)	1. 2
注) 1. 「地階、 $F \geq 3$ 」は、地階又は 3 階以上の階でその用途に供する部分（ 100 m^2 以下のものは 除く）を有するものを示す。 2. A はその用途に供する部分の床面積（ m^2 ）の合計を示す。 3. 複数の用途（事務所は除く）に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の 床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。				

難易度（ α ）：1.0～2.0 の範囲で下記建物について適宜設定する。

1. 老朽化の著しい建物又は精密調査を要する建物
2. 複合建築物で調査が複雑なもの
3. その他敷地・構造・避難に関し複合要素或いは難解要素を有する建物

表 2 建築物定期報告業務 標準人・時間数表（ $\alpha = 1.0$ の場合）

建物延面積 (㎡)	業務内容					合計
	受託に伴 う準備等	現 地 調 査 及 び 法 令・条例等 の検討	報告書、調 査 書 の 作 成	行 政 庁 へ の 報 告 書 提出説明	建 物 管 理 者 又 は 所 有 者 へ の 報告説明	
300 以下	2. 40	10. 0	14. 40	4. 00	2. 40	33. 20
500		11. 2	14. 40			33. 40
1, 000		11. 60	15. 04			35. 44
2, 000		12. 00	17. 44			38. 24
3, 000	3. 20	15. 44	18. 00	4. 80	3. 20	44. 64
4, 000		21. 28	19. 20			51. 68
5, 000		26. 40	21. 60			59. 20
6, 000	4. 00	28. 00	24. 00	5. 60	4. 00	65. 60
7, 000		32. 40	26. 40			72. 40
8, 000	4. 80	32. 64	27. 60	6. 00	4. 80	75. 84
9, 000		34. 48	28. 80			78. 88
10, 000		36. 40	30. 00			82. 00
20, 000	8. 00	52. 00	36. 00	8. 00	8. 00	112. 00
30, 000		68. 00	42. 00			134. 00

(注) 1. 端数は直線補間とする。

2. 建物面積は、1 棟毎の面積とする。

3. その他の別途加算業務

(1) 復元図の作成

(2) 行政庁より詳細な図面の提出或いは写真の提出、現地立会いを求められた場合

(3) 外装仕上げ等の精密調査費用とそれに伴う足場や高所作業車、赤外線調査費用など
10 年毎に外壁全面打診等による調査が義務づけられたため、特に外壁全面および高所
作業車の別途計上を併せてお願いいたします。

(4) アスベスト診断士等専門技術者による調査・分析費用

(5) 建築設備、防火設備の定期点検

(排煙設備、防火戸、防火シャッター、昇降機、避難器具、浄化槽、消防設備等)

(6) その他

表 3 定期点検を行う建物及び業務比率

	用途	規模	報告時期	業務比率
1	劇場、映画館又は演芸場			1.4
2	観覧場（屋外観覧場は除く） 公会堂又は集会場			1.4
3	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る）			1.2
4	ホテル又は旅館			1.4
5	事務所その他これに類するもの（階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 m ² を超えるものに限る）			1.0
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗			1.3
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場			1.3
8	児童福祉施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、その他建築基準法施行令第 19 条による児童福祉施設等			1.4
9	学校又は体育館			1.2
10	下宿、共同住宅、寄宿舍			1.4
11	倉庫その他これらに類するもので政令で定めるもの			1.0
12	自動車車庫、自動車修理工場 映画スタジオ、テレビスタジオ			1.0
注） 1. 建築基準法第 6 条第 1 項 1 号（法別表第 1（い）欄の用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの）に掲げる建築物とする。 2. A はその用途に供する部分の床面積（m ² ）の合計を示す。 3. 複数の用途（事務所は除く）に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。				

難易度（α）：1.0～2.0 の範囲で下記建物について適宜設定する。

1. 老朽化の著しい建物又は精密調査を要する建物
2. 複合建築物で調査が複雑なもの
3. その他敷地・構造・避難に関し複合要素或いは難解要素を有する建物

表 4 建築物定期点検業務 標準人・時間数表（ $\alpha = 1.0$ の場合）

建物延面積 (m^2)	業務内容				合計
	受託に伴う準備等	現地調査及び法令・条例等の検討	報告書、調査書の作成	建物管理者又は所有者への報告説明	
300 以下	2, 40	10. 00	14. 40	2. 40	29. 20
500		11. 20	14. 40		30. 40
1, 000		11. 60	15. 04		31. 44
2, 000		12. 00	17. 44		34. 24
3, 000	3. 20	15. 44	18. 00	3. 20	39. 84
4, 000		21. 28	19. 20		46. 88
5, 000		26. 40	21. 60		54. 40
6, 000	4. 00	28. 00	24. 00	4. 00	60. 00
7, 000		32. 40	26. 40		66. 80
8, 000	4. 80	32. 64	27. 60	4. 80	69. 84
9, 000		34. 48	28. 80		72. 88
10, 000		36. 40	30. 00		76. 00
20, 000	8. 00	52. 00	36. 00	8. 00	104. 00
30, 000		68. 00	42. 00		126. 00

（注） 1. 端数は直線補間とする。

2. 建物面積は、1 棟毎の面積とする。

3. その他の別途加算業務

(1) 復元図の作成

(2) 行政庁より詳細な図面の提出或いは写真の提出、現地立会いを求められた場合

(3) 外装仕上げ等の精密調査費用とそれに伴う足場や高所作業車、赤外線調査費用など
10 年毎に外壁全面打診等による調査が義務づけられたため、特に外壁全面および高所作業車の別途計上を併せてお願いいたします。

(4) アスベスト診断士等専門技術者による調査・分析費用

(5) 建築設備、防火設備の定期点検

（排煙設備、防火戸、防火シャッター、昇降機、避難器具、浄化槽、消防設備等）

(6) その他

建築基準法第12条による特殊建築物等の定期報告・定期点検の法的根拠

法6条 (建築物の建築等に関する申請及び確認)

- 1号 法別表第一(イ)欄に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。

法10条 (保安上危険な建築物等に対する措置)

特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも法第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

法12条 (報告、検査等)

法第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

- 2項 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（法第6条第1項第1号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

令16条 (定期報告を要する建築物)

法第12条第1項 の政令で定める建築物は、第14条の2に規定する建築物とする。

令14条の2 (勧告の対象となる建築物)

法第10条第1項 の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第6条第1項第1号 に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1号 階数が5以上である建築物
2号 延べ面積が1,000㎡を超える建築物

建築基準法 別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第 6 条、第 27 条、第 28 条、第 35 条—第 35 条の 3、第 90 条の 3 関係）

	(い) 用 途	(ろ)	(は)	(に)
		(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分（(一)項の場合にあっては客席、 <u>(二)項及び(四)項の場合にあっては 2 階、(五)項の場合は 3 階以上の部分に限り、かつ病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。</u> ）の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	200 平方メートル（屋外観覧席にあつては、1000 平方メートル）以上	
(二)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	<u>300 平方メートル以上</u>	
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	<u>2000 平方メートル以上</u>	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	<u>500 平方メートル以上</u>	
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		200 平方メートル以上	1,500 平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるものの	3 階以上の階		150 平方メートル以上

令 115 条の 3 （耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物）

1 号 (二)項の用途に類するもの 児童福祉施設等

2 号 (三)項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

3 号 (四)項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が 10 m²以内のものを除く。）

※(五)項の用途に類するもの 未制定

4 号 (六)項の用途に類するもの 映画スタジオ又はテレビスタジオ

茨城県建築基準法等施行細則

第5条（建築物の定期報告） 法第12条第1項の規定により指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模が同表の右欄の当該各項に該当するものとする。

	用 途	規 模
1	劇場、映画館又は演芸場	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(100㎡以下のものは除く。)を有するもの、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの又は主階が1階以外の階にあるもの
2	観覧場(屋外観覧場は除く)、公会堂又は集会場	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(10㎡以下のものは除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの
3	病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(10㎡以下のものは除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの
4	ホテル又は旅館	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(100㎡以下のものは除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの
5	児童福祉施設等	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(100㎡以下のものを除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの
6	学校又は体育館	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(100㎡以下のものは除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(100㎡以下のものを除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(100㎡以下のものは除く。)を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの
9	事務所その他これに類するもの(階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。)	地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分(100㎡以下のものは除く。)を有するもの
注	1～8の項までの複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもつてその主要な用途に供する部分の床面積の合計とするものとする。	

2項 前項の表1～4項の建築物：平成22年、2年ごと 前項の表5項の建築物：平成24年、2年ごと
 前項の表6項の建築物：平成24年、3年ごと 前項の表7項の建築物：平成23年、3年ごと
 前項の表8項の建築物：平成23年、2年ごと 前項の表9項の建築物：平成22年、3年ごと

建築基準法施行令第 19 条による『児童福祉施設等』

- ・ 児童福祉施設
- ・ 助産所
- ・ 身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）
- ・ 保護施設（医療保護施設を除く。）
- ・ 婦人保護施設
- ・ 老人福祉施設
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 母子保健施設
- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム
- ・ 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設
- ・ 障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項、第 48 条、第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設
- ・ 障害者自立支援法附則第 48 条に規定する精神障害者社会復帰施設
- ・ 障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項に規定する知的障害者援護施設

参考資料

※ 平成28年2月改訂版 官庁施設の設計業務等積算要領に合わせ
当該項目番号を修正してあります。

国 営 整 第 7 0 号
平成21年7月1日

各地方整備局等営繕部長等 あて

官庁営繕部整備課長

官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（通知）

官庁施設の設計業務、工事監理業務等の委託に係る業務委託料の積算については、平成21年4月1日付国営整第1号及び第3号により通知したところであるが、その運用にあたっては下記に留意し、設計業務等の適正な発注に努められたい。

記

1. 「第1章 総則」関係

2. 1(1)、(3)追加業務

官庁施設の設計業務等積算要領（以下「積算要領」という。）第2章~~1. 2~~及び2. 2において定めている業務量の算出方法は、いずれも標準的な設計内容の場合の業務量であることから、個別の建築物に係る業務量の算出にあたっては、第1章2. 1(1)(ロ)及び(3)における追加業務の例示等を参考とし、特別な検討その他個々の設計業務の内容に応じ必要な追加業務の内容を適切に業務仕様書等において定めるとともに、これらの追加業務に係る業務量を適切に計上する必要がある。なお、積算要領第1章2. 1(1)(ロ)及び(3)の例示のほか、事務庁舎において追加業務に該当し得る業務を以下に例示する。

- ア 実験設備に係る検討
- イ 内部雷保護設備に係る検討
- ウ 構内情報通信網設備に係る検討
- エ 音声誘導設備に係る検討
- オ 排水処理設備に係る検討
- カ 雨水・排水再利用設備に係る検討
- キ 蓄熱システムに係る検討
- ク 雪冷房設備に係る検討

また、追加業務については、通常の設計業務の成果物たる設計図書以外に業務成果物（〇〇検討書、〇〇計画書等）を設定するなど、業務の履行に関する適切な措置をとる必要がある。

なお、いわゆる「積算業務」及び「完成図の確認」業務については、営繕工事に係る設計業務等において通常必要な追加業務であることから積算要領第2章2.3(1)及び6.4において標準的な業務量の算出方法を示しているものである。

2.3(1) 延面積及び総工事費

新営工事に係る設計業務委託料の算定で用いる延面積は建築基準法上の面積（各階の水平投影面積の合計）であるが、設計業務の発注時には正確な延面積は定まっていないことから、予算等に基づく計画面積をもって業務委託費を算定できることとしている。営繕計画の内容及び国有財産法と建築基準法のそれぞれに基づく延面積の計算方法の違いに起因して必然的に著しい差異が生じる場合は、これを適切に考慮して業務量の算定を行う必要がある。また設計業務委託に係る入札契約手続においてもその条件を明示することが適切である。

別表1－1 建築物の類型（告示別表第1による建築物の類型と官庁施設の関係）

積算要領要領別表1－1には告示の類型、用途等の分類と同じ内容を記載しているが、個別の官庁施設の類型との対応関係については表1に示す例示を参考に当該官庁施設の用途等に応じて適切に判断することが必要である。なお表は国土交通省においてその整備を担当することがある典型的な施設類型の例であり、施設名称や所管する機関の別のみをもって判断するべきものではないことに留意する必要がある。

また、複数の類型、用途に属する部分を有する施設については、設計と条件との関係等を適切に考慮して分類及び業務量の算定について判断する必要がある。

（表1）建築物の用途等と官庁施設の対応

建築物 の類型	建築物の用途等			
	第1類（標準的なもの）		第2類（複雑な設計等を必要とするもの）	
	第1類に係る告示の 例示	第1類に属する官庁 施設	第2類に係る告示の 例示	第2類に属する官庁 施設
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等		立体倉庫、物流ターミナル等	防災・除雪・道路管理ステーション等
第二号	組立工場等	艇庫、厩舎・畜舎等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等	
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等		屋内プール、スタジアム等	屋内プール等
第四号	事務所等		銀行、本社ビル、庁舎等	事務庁舎、バックアップセンター等

第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット等		百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等	展示施設(資料館)等
第六号	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舍等	宿舎、寮	分譲共同住宅等	
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等			
第八号	大学、専門学校等	職業訓練校、海員学校、訓練所等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等	研究所、検査所、検疫所、観測所、測候所、監視所、検潮所、射撃場等
第九号	ホテル、旅館等		ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等	保養所等
第十号	病院、診療所等		総合病院等	病院
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	療養所、リハビリテーションセンター、視力障害センター等	多機能福祉施設等	労災特別介護施設、社会保険介護老人保健施設 等
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	会議場、会館、障害者交流センター	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等	研修所、美術館、博物館等

2. 「第2章 業務人・時間数の算定方法」関係

2. 2(3) 特殊要因による補正 (ロ) 設備設計等に係る特殊要因による業務量を補正する場合

積算要領第2章 2. 2(3)(ロ)では、告示(平成21年国土交通省告示第15号)において機能水準が高い設備として明示されている中央管理式の空調設備及びスプリンクラー設備を、設備設計等に係る特殊要因による業務量を補正する場合の例として示しているものである。

これらの例示された設備以外の設備で機能水準が高い設備に該当し得る設備を次の(1)から(4)までの設計の種類ごとに示すので、標準業務人・時間数の算定にあたっては、設備の複雑度や規模等を勘案の上、必要と認められる場合は、倍数を1.4として業務量を補正する必要がある。

事務庁舎において「機能水準が高い設備」に該当し得る設備の例

(1)電気設備

- ア 照明制御盤を設けて制御を行う電灯設備
- イ 消防用負荷以外に供給する非常用発電設備
- ウ 他設備と連係する入退室管理設備、鍵管理設備
- エ バックボーン系統を有する中央監視制御設備

(2) 給排水衛生設備

- ア 中央式の給湯設備

(3) 空調換気設備

- ア 大温度差空調システム
- イ 床吹き出し空調システム
- ウ 放射空調システム

(4) 昇降機等

- 非常用エレベーター

2. 3(1) 追加業務(積算業務)の業務人・時間数

積算要領では工事費の積算業務について、①積算数量算出書の作成、②単価作成資料の作成、③見積徴収及び④見積検討資料の作成の業務を併せて委託する場合の業務人・時間数を示している。①から④のうち一部の業務を分割して委託する場合は、表2の細分率を参考とすることができる。

(表2) 積算業務に係る業務細分率

延面積 積算業務項目	五百 平方 メー トル	七百 五十 平方 メー トル	千平 方メ ー トル	千五 百平 方メ ー トル	二千 平方 メー トル	三千 平方 メー トル	五千 平方 メー トル	七千 五百 平方 メー トル	一万 平方 メー トル	一万 五千 平方 メー トル	二万 平方 メー トル
積算数量算出書の作成	0.57	0.58	0.58	0.59	0.59	0.6	0.6	0.61	0.61	0.61	0.62
単価作成資料の作成	0.20	0.19	0.19	0.18	0.18	0.17	0.17	0.16	0.15	0.15	0.14
見積徴収	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.13	0.13	0.13	0.14	0.14	0.14
見積検討資料の作成の業務	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

3. 2 図面1枚毎の所要工数

図面1枚ごとの所要工数の算出方法は、改修設計業務の実施に必要な検討、調整その他の一切の背景的な業務量を含めた図面1枚に係る所要工数の平均的な業務量を算出したうえで、実際の設計内容に即した図面目録を設定し、1枚毎の図面に複雑度を乗じて業務量を補正するものである。このため旧基準との考え方の相違を理解するとともに次に掲げる点に留意する必要がある。

- (1) 改修図面1枚ごとの平均所要工数は、新営工事の設計に係る図面との対比により補正すべきものではないこと。

- (2) 複雑度の設定は実施設計業務のうち実施設計図面の作成業務に係る補正を行うための係数である。このため図面の種別（改修平面図、改修断面図等）ごとに平均的な改修図面であるかどうか複雑度の設定の観点であり、図面の種別又は新営工事における同種別の図面との関係において判断すべきものではないこと。
- (3) 図面目録に含まれる各図面の所要工数は、その図面を用いて発注される工事の類別（建築系改修工事か設備系改修工事か）により一律に定めるべきものではなく、当該1枚毎の図面の内容によるべきものであること。従って、1枚の図面についてもその内容によって按分して所要工数を設定しても差し支えないこと。

5. 2 設計意図の伝達に係る業務量

設計意図の伝達業務は、実際の設計業務を実施した結果に応じて設定された「設計図書等の定め」によりその業務内容、仕様が確定する。このため、設計意図の伝達業務に係る業務量の算定にあたっては、設計業務の終了前に設計業務の受託者と協議した内容その他の情報をもとに適切に設定することとしている。なお、この場合、設計意図の伝達業務に係る業務量は、要領別表2-2における業務細分率に応じた業務量とは必ずしも一致しないことに留意する必要がある。

6. 3 改修工事の工事監理業務量

改修工事の工事監理に係る業務量については、設計業務とは異なり、作業可能日・時間、作業可能エリア、音・振動などの施工条件が様々であり、またこれらの条件の多くは業務の受注者の業務体制上の工夫や努力で解消できる性質のものではないことから、仮に同等の内容の工事であっても必要な業務量は大きく異なる。このため、積算要領においても一律に業務量を算出する方法は示しておらず、前述のような施工条件等を考慮のうえ必要業務量を算出することとしている。

実際の業務委託に係る業務量の算定は、工事の発注に際し想定された工期、施工条件をもとに、工事監理業務委託特記仕様書で示した業務内容に応じて必要な人・時間数を計上する方法などにより適切に業務量を設定する必要がある。

3. 「第3章 対象外業務率の考え方」関係

対象外業務率は、一般業務のうち業務委託内容に含まれない（設計業務等の受注者が実施しない）業務があり、そのことについて契約図書等において明確な定めがある場合にのみ、当該委託内容に含まれない業務に即して業務量を算出することができることとしているものである。従って、業務委託契約書、業務仕様書等において標準業務のうち契約の対象外である内容が明確に記述されていない場合又は対象業務の内容が明確に限定されていない場合は、対象外業務率を設定できないことに留意する必要がある。

4. その他留意事項等 → 現在はHPにて公開中

積算要領第2章3.2注1において、工事費単価の変動に応じて毎年度設定することとし

ている算定係数 1～4 については、これを知ることにより設計業務等の委託に係る予定価格を容易に類推することができる情報であるため、その取扱いについては従前と同様非公開であることに留意するとともに、他の公共発注機関等に対し算定係数を提供する場合は、以下の点について主旨徹底の措置を講じること。

- (1) 算定係数を他者に漏らさないこと。
- (2) 設計等業務等の発注に係る事務手続きの補助業務等を民間事業者等に委託して実施している場合にも、当該補助業務等の受注者に対し算定係数に係る情報を開示しないこと。
- (3) 設計業務等の予定価格の公表を行っている機関においては、算定係数又は算定係数を推定できる情報を公表しないこと。
- (4) 算定係数は行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 6 号ロに該当する情報であるため、開示請求に対し開示しないこと。

官庁施設の設計業務等積算基準

平成 2 8 年 2 月改定版

平成 2 1 年 4 月 1 日 国営整第 1 号
最終改定 平成 2 8 年 2 月 1 日 国営整第 2 3 7 号

この基準は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

官庁施設の設計業務等積算基準

1. 目的

この基準は、国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「官庁施設」という。）に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、平成21年国土交通省告示第15号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、官庁施設に係る設計等の業務及びこれ以外の建築に関する工事の設計、工事監理又は耐震診断に関する業務（以下「設計業務等」という。）に適用する。

3. 設計業務等委託料

3. 1 設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。



3. 2 設計業務等委託料を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

(2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。

3. 3 設計業務等委託料の積算

設計業務等委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned} (\text{設計業務等委託料}) &= (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) + (\text{技術料等経費}) \\ &\quad + (\text{特別経費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= (\text{業務価格}) \times \{1 + (\text{消費税等率})\} \end{aligned}$$

3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託に付する業務（以下「委託業務」という。）に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{(\text{業務人・時間数}) \times (\text{直接人件費単価})\}$$

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$(\text{技術料等経費}) = \{(\text{直接人件費}) + (\text{諸経費})\} \times (\text{技術料等経費率})$$

(4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

官庁施設の設計業務等積算要領

平成 2 8 年 2 月改定版

平成 2 1 年 4 月 1 日 国営整第 1 号
最終改定 平成 2 8 年 2 月 1 日 国営整第 2 3 8 号

この要領は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための要領として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

国 営 整 第 3 号
平成21年4月1日
一部改定 国 営 整 第 6 8 号
平成21年7月1日
一部改定 国 営 整 第 2 3 8 号
平成28年2月1日

官庁施設の設計業務等積算要領

第1章 総則

1. 基本事項

本要領は、官庁施設の設計業務等積算基準（平成21年4月1日国営整第1号。以下「積算基準」という。）に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。

2. 設計業務等委託料の積算に関する事項

2. 1 業務人・時間数

- (1) 公共建築設計業務委託共通仕様書（平成20年3月31日国営整第176号。以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第2章1.に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章2.に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、(イ)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(ロ)及び(ハ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。

(イ) 一般業務に含まれる業務

- ・委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ・委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる図書の作成に係る業務（第2章4.の算定方法による場合の計画通知又は確認申請に必要な図書の作成に係る業務は除く。）
- ・工事費概算書の作成

(ロ) 第2章2.及び3.の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

- ・積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴集、見積検討資料の作成）
- ・透視図作成等
- ・模型製作等
- ・計画通知又は確認申請に関する手続業務（必要な図書の作成は含まない。）
- ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・リサイクル計画書の作成
- ・概略工事工程表の作成
- ・営繕事業広報ポスターの作成
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第1

項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務

- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務

(ハ) 第2章4. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

(ロ) のほか、次に掲げる業務とする。

- ・計画通知又は確認申請に必要な図書の作成に係る業務
- ・既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）が現存しない場合における耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。）第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計（以下「耐震改修設計」という。）に必要な設計図書の復元に係る業務
- ・耐震改修設計に係る成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務

(2) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」という。）及び契約書並びに質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書（以下「契約図書」という。）等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」という。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、(二) に例示する業務は耐震診断追加業務の範囲となるものとする。

(二) 耐震診断追加業務となる業務の例

- ・既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務
- ・非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務
- ・実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務
- ・木造の建築物における白蟻による被害に関する調査に係る業務
- ・耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- ・建築関係法令への適合性の確認に係る業務（耐震診断一般業務に係る業務内容を除く。）

(3) 建築工事監理業務委託共通仕様書（平成13年2月15日国営技第6号。以下「工事監理業務共通仕様書」という。）を適用して工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（工事監理業務共通仕様書第2章2. 1に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（工事監理業務共通仕様書第2章2. 2に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、次に例示する業務は、追加業務の範囲となるものとする。

- ・完成図の確認
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務

(4) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。

(5) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

2. 2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す算定方法は、一級建築士取得後3年未満若しくは二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。

2. 3 床面積の合計及び工事費

(1) 第2章2. 2、4. 2、6. 2又は7. 2における床面積の合計は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2. 2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

(2) 第2章3. 2における工事費は、委託業務の対象となる建築改修工事又は設備改修工事の工事費とし、消費税等相当額及び設計の対象にならない部分の経費（敷地調査費、負担金等）を除いたものとする。なお、設計業務等委託料の算定に当たっては、計画上の工事費を用いることができるものとする。

2. 4 諸経費率

諸経費率は、1. 0を標準とする。

2. 5 技術料等経費率

技術料等経費率は、0. 2を標準とする。

2. 6 特別経費

特別経費には、契約保証料、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録料等が含まれる。

3. 契約変更の扱い

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。

(2) 計画上の床面積の合計又は工事費が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は工事費と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は工事費との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。

(3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を、当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じた額に、消費税等相当額を加えた額とする。

第2章 業務人・時間数の算定方法

1. 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) = & (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & + (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

2. 設計業務に関する算定方法1(床面積に基づく算定方法)

2. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表1-1に掲げる建築物の類型に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & \quad \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(ニ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。

(3) 特殊要因による補正

建築物、その敷地等が(イ)又は(ロ)の表に掲げる特殊要因に該当する場合は、構造設計又は設備設計に係る業務人・時間数を、それぞれ該当する特殊要因に係る係数により補正する。

(イ) 構造設計について特殊要因により業務人・時間数を補正する場合

補正対象とする主な特殊要因	標準補正係数
① 敷地が次に該当する場合 ・構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤である場合 ・構造設計に相当程度影響のある高低差がある場合 等	業務人・時間数 に1.2を乗じる
② 平面が次に該当する場合 ・アトリウム、ピロティ等を有することが計画上明らかである場合 等	業務人・時間数 に1.3を乗じる
③ ①及び②のいずれにも該当する場合	業務人・時間数 に1.4を乗じる

(ロ) 設備設計について特殊要因により業務人・時間数を補正する場合

補正対象とする主な特殊要因	標準補正係数
・中央管理方式の空気調和設備を有することが計画上明らかな場合 ・スプリンクラー設備を有することが計画上明らかな場合	業務人・時間数 に1.4を乗じる

2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間を算定することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積徴集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.15$$

ただし、上記式において実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じ、2.2(3)(イ)に定める構造設計に係る特殊要因による業務人・時間数の補正については、表中①に該当する場合の補正のみを行ったものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・構造計算適合性判定が必要な場合 24人・時間
- ・その他の場合 16人・時間

3. 設計業務に関する算定方法2（図面目録に基づく算定方法）

3. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

3. 2 一般業務（ここでは実施設計のみを対象とする。）に係る業務人・時間数の算定

（1）一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{（一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数）} \\ & = \Sigma \text{（一般業務をすべて委託する場合の図面1枚毎の業務人・時間数）} \end{aligned}$$

（2）一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

（イ）一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

ここで、「図面1枚毎の対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、実施設計に係る一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、図面1枚毎について、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & \text{（一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数）} \\ & = \Sigma \{ \text{（一般業務をすべて委託する場合の図面1枚毎の業務人・時間数）} \\ & \quad \times (1 - \text{（図面1枚毎の対象外業務率）}) \} \end{aligned}$$

（ロ）対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

（ハ）対象外業務率の考え方は第3章を参照。

（3）一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数の算定

図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1版型)を標準とする。)当たりの作成に必要な業務人・時間数は、建築改修工事分、設備改修工事分のそれぞれについて、（イ）又は（ロ）に掲げる算定式により算定する。なお、算定式中の複雑度については、別表2-1により図面1枚毎に設定することができる。また、算定式中の換算人・時間数については、（ハ）又は（ニ）により算定する。

（イ）建築改修工事分の設計に必要な図面1枚毎の業務人・時間数

業務人・時間数

$$= \frac{\text{（換算人・時間数1} \times \text{実施設計業務に関する業務細分率の合計）}}{\text{（算定係数1} \times \text{建築改修相当工事費} \wedge 0.4625 \text{）}} \times \text{複雑度}$$

（ロ）設備改修工事分の設計に必要な図面1枚毎の業務人・時間数

業務人・時間数

$$= \frac{\text{（換算人・時間数2} \times \text{実施設計業務に関する業務細分率の合計）}}{\text{（算定係数2} \times \text{設備改修相当工事費} \wedge 0.5176 \text{）}} \times \text{複雑度}$$

(ハ) 換算人・時間数1の算定

(イ) の「換算人・時間数1」は、委託業務の対象である改修工事のうち建築改修工事分の工事費から次式により得られた値を床面積の合計と見なして、2.2により算定した「総合」及び「構造」の設計の業務人・時間数の合計とする。

$$\text{見なし床面積} = \left(\frac{\text{建築改修相当工事費}}{\text{算定係数3}} \right)^{1.0756}$$

(ニ) 換算人・時間数2の算定

(ロ) の「換算人・時間数2」は、委託業務の対象である改修工事のうち設備改修工事分の工事費から、次式により得られた値を床面積の合計と見なして、2.2により算定した「設備」の設計の業務人・時間数とする。

$$\text{見なし床面積} = \left(\frac{\text{設備改修相当工事費}}{\text{算定係数4}} \right)^{0.90638}$$

(注1) 算定係数1から4は工事費単価の変動に応じて設定する。

(注2) (イ) から (ニ) に掲げる算定式の工事費は、金額を千で除した値とする。

3.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2.3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、積算業務に係る業務人・時間数を2.3(1)に定める式より算定する場合、同式中の「実施設計に係る業務人・時間数」は、3.2(1)により算定される「一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数」とする。

4. 耐震改修設計に関する業務（以下「耐震改修設計業務」という。）に関する算定方法(床面積に基づく算定方法)

4.1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、床面積の合計が別表1-3に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修設計の一般業務のうち基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。

なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。

4.2 一般業務（ここでは構造に係る基本設計及び実施設計を対象とする。）に係る業務人・時間数の算定

別表1-3に掲げる算定式により算定する。

4.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2.3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、4.2の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、2.3(1)の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。

5. 設計意図伝達業務に関する算定方法

5. 1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

5. 2 業務人・時間数の算定

- (1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。
- (2) (1) によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

6. 工事監理業務に関する算定方法

6. 1 適用

この算定方法は、工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

- (1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

- (イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & = \text{(一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & \quad \times (1 - \text{(対象外業務率)}) \end{aligned}$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-1に掲げる建築物の類型に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

また、「対象外業務率」とは、会計法（昭和22年法律第35号）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

- (ロ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

- (2) 特殊要因による補正

2. 2 (3) に準じ、建築物、その敷地等に係る特殊要因に応じて補正する。

6. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、6. 2 (1) により算定した業務人・時間数に、建築工事（総合及び構造の合計）及び設備工事の別に、別表2-5に掲げる追加業務率を乗じることにより算定することができるものとする。

7. 耐震診断業務に関する算定方法

7. 1 適用

この算定方法は、床面積の合計が別表1－4に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。

7. 2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表1－4に掲げる算定式により算定する。

7. 3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

第3章 対象外業務率の考え方

1. 対象外業務率を設定できる条件

1. 1 設計業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 1又は2. 2に定めるところにより設定することができるものとする。

1. 2 工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 3の定めるところにより設定することができるものとする。

2. 対象外業務率の設定の考え方

2. 1 設計業務の対象外業務率(第2章2. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

2. 2 設計業務の対象外業務率(第2章3. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、図面目録に掲げられた各図面について、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき図面1枚毎の対象外業務率を設定することができるものとする。

なお、発注者が既存図面、その電子データ等を受注者に提供する場合に、その利用により設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減される場合についても、その低減分を項目別対象外業務率又は図面1枚毎の対象外業務率として設定することができるものとする。

2. 3 工事監理業務の対象外業務率(第2章6. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

工事監理業務委託仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務は、(1)及び(2)に掲げるとおりであり、標準的な項目別対象外業務率は別表2-4によることができるものとする。

(1) 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・請負代金内訳書の検討及び報告
- ・工事請負契約の目的物の引渡し立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

(2) 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・「工事監理報告書等の提出」のうち建築基準法に基づく報告書の提出
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」及び「承認」
- ・「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法に基づく検査書類の作成等

別表1－1 建築物の類型（告示別添二による建築物の類型）

建築物の 類型	建築物の用途等	
	第1類（標準的なもの）	第2類（複雑な設計等を必要とするもの）
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を付帯する工場等
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
第六号	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	－
第八号	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、 専門学校（実験施設等を有するもの）、 研究所等
第九号	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、 保養所等
第十号	病院、診療所等	総合病院等
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、 リハビリセンター等	多機能福祉施設等
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館 研修所、警察署、消防署等

- （注） 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。
- 2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別表1-2 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数

建築物の類型	建築物の用途等	適用規模別の算定式 A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m ²)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
				設計			工事監理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第一号	第1類	S<500m ²	係数a	0.85946	0.4265	0.38765	0.44425	0.15302	0.14488
		A=a×S+b	係数b	24	24	24	24	24	24
		500m ² ≤S≤20,000m ²	係数a	23.835	7.5619	14.681	35.649	13.279	26.182
		A=a×S ^b	係数b	0.4741	0.5545	0.434	0.3109	0.3257	0.2098
		20,000m ² <S	係数a	0.061826	0.050866	0.023435	0.012046	0.0054425	0.0021935
		A=a×S+b	係数b	1371.6	817.33	611.25	533.97	225.35	165.23
	第2類	S<1,000m ²	係数a	1.142	0.32444	0.27028	0.73318	0.10197	0.087533
		A=a×S+b	係数b	24	24	24	24	24	24
		1,000m ² ≤S≤20,000m ²	係数a	44.095	7.5619	14.681	88.409	13.279	26.182
		A=a×S ^b	係数b	0.4741	0.5545	0.434	0.3109	0.3257	0.2098
		20,000m ² <S	係数a	0.11438	0.050866	0.023435	0.029873	0.0054425	0.0021935
		A=a×S+b	係数b	2537.5	817.33	611.25	1324.2	225.35	165.23
第二号	第1類	S<500m ²	係数a	0.864	0.48489	0.2395	0.70765	0.12068	0.048439
		A=a×S+b	係数b	24	24	24	24	24	24
		500m ² ≤S≤20,000m ²	係数a	14.652	4.7233	1.1954	79.95	2.4966	0.83381
		A=a×S ^b	係数b	0.5532	0.6489	0.7707	0.2499	0.5664	0.6529
		20,000m ² <S	係数a	0.097069	0.094696	0.095098	0.011868	0.019299	0.0175
		A=a×S+b	係数b	1568	1024.7	565.88	712.47	295.5	186.06
	第2類	S<1,000m ²	係数a	1.448	0.39378	0.22125	1.0633	0.1009	0.051817
		A=a×S+b	係数b	24	24	24	24	24	24
		1,000m ² ≤S≤20,000m ²	係数a	32.234	4.7233	1.1954	193.48	2.4966	0.83381
		A=a×S ^b	係数b	0.5532	0.6489	0.7707	0.2499	0.5664	0.6529
		20,000m ² <S	係数a	0.21355	0.094696	0.095098	0.028721	0.019299	0.0175
		A=a×S+b	係数b	3449.5	1024.7	565.88	1724.2	295.5	186.06
第三号	第1類	S<500m ²	係数a	2.6249	1.0238	0.92718	1.3666	0.44499	0.32787
		A=a×S+b	係数b	24	24	24	24	24	24
		500m ² ≤S≤10,000m ²	係数a	55.818	46.861	38.963	54.318	133.98	16.743
		A=a×S ^b	係数b	0.511	0.3921	0.4066	0.413	0.0981	0.3891
		10,000m ² <S	係数a	0.31564	0.068016	0.067022	0.10067	0.0032442	0.023458
		A=a×S+b	係数b	3020.6	1054.5	978.14	1430.8	298.26	368.3
	第2類	S<1,000m ²	係数a	2.2042	0.67925	0.62233	0.91777	0.23984	0.22211
		A=a×S+b	係数b	24	24	24	24	24	24
		1,000m ² ≤S≤10,000m ²	係数a	65.307	46.861	38.963	54.318	133.98	16.743
		A=a×S ^b	係数b	0.511	0.3921	0.4066	0.413	0.0981	0.3891
		10,000m ² <S	係数a	0.3693	0.068016	0.067022	0.10067	0.0032442	0.023458
		A=a×S+b	係数b	3534	1054.5	978.14	1430.8	298.26	368.3
第四号	第1類	S<500m ²	係数a	2.0329	0.86646	0.63859	0.87156	0.26766	0.11734
		A=a×S+b	係数b	24	24	24	24	24	24
		500m ² ≤S≤10,000m ²	係数a	70.036	21.041	5.9955	74.988	26.356	0.69605
		A=a×S ^b	係数b	0.4342	0.4954	0.6513	0.2918	0.288	0.7687
		10,000m ² <S	係数a	0.16589	0.099913	0.15733	0.032157	0.010771	0.063562
		A=a×S+b	係数b	2161.6	1017.7	842.3	780.46	266.3	191.26
	第2類	S<500m ²	係数a	3.9889	0.86646	0.63859	1.736	0.26766	0.11734
		A=a×S+b	係数b	24	24	24	24	24	24
		500m ² ≤S≤20,000m ²	係数a	135.87	21.041	5.9955	145.48	26.356	0.69605
		A=a×S ^b	係数b	0.4342	0.4954	0.6513	0.2918	0.288	0.7687
		20,000m ² <S	係数a	0.21742	0.070424	0.12355	0.038186	0.0065756	0.054146
		A=a×S+b	係数b	5666.1	1434.6	1322.9	1853.5	325.13	325.86

建築物 の種類	建築物 の用途 等	適用規模別の算定式 A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m ²)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
				設計			工事監理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第五号	第1類	S<300m ²	係数 a	2.9666	0.93741	0.85686	1.9777	0.30224	0.2832
		A = a × S + b	係数 b	24	24	24	24	24	24
		300m ² ≤ S ≤ 10,000m ²	係数 a	140.83	24.644	30.268	281.93	20.859	13.956
		A = a × S ^b	係数 b	0.3279	0.4412	0.3907	0.1374	0.2988	0.3603
		10,000m ² < S	係数 a	0.094632	0.063263	0.043214	0.013732	0.0097695	0.013888
		A = a × S + b	係数 b	1939.7	801.24	673.93	862.08	229.26	246.56
	第2類	S<300m ²	係数 a	3.8502	0.93741	0.85686	3.953	0.30224	0.2832
		A = a × S + b	係数 b	24	24	24	24	24	24
		300m ² ≤ S ≤ 20,000m ²	係数 a	181.67	24.644	30.268	552.58	20.859	13.956
		A = a × S ^b	係数 b	0.3279	0.4412	0.3907	0.1374	0.2988	0.3603
		20,000m ² < S	係数 a	0.076613	0.042947	0.028328	0.014802	0.0060089	0.0089137
		A = a × S + b	係数 b	3140.7	1087.9	883.53	1858.5	282.02	316.52
第六号	第1類	S<500m ²	係数 a	2.1014	0.97124	0.64999	1.0925	0.26473	0.25329
		A = a × S + b	係数 b	24	24	24	24	24	24
		500m ² ≤ S ≤ 10,000m ²	係数 a	40.11	19.475	10.918	34.429	3.7726	10.172
		A = a × S ^b	係数 b	0.5291	0.5253	0.5575	0.4517	0.5993	0.4337
		10,000m ² < S	係数 a	0.27745	0.12915	0.10337	0.099672	0.056427	0.023955
		A = a × S + b	係数 b	2469.4	1167	820.44	1209.9	377.27	312.79
	第2類	S<1,000m ²	係数 a	2.3642	0.70946	0.48962	1.0678	0.21289	0.17947
		A = a × S + b	係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000m ² ≤ S ≤ 20,000m ²	係数 a	61.769	19.475	10.918	48.2	3.7726	10.172
		A = a × S ^b	係数 b	0.5291	0.5253	0.5575	0.4517	0.5993	0.4337
		20,000m ² < S	係数 a	0.30829	0.092936	0.076065	0.095421	0.042743	0.016178
		A = a × S + b	係数 b	5487.4	1679.7	1207.5	2316.5	571.56	422.48
第七号	第1類	S<500m ²	係数 a	2.17	0.74245	0.79318	0.90637	0.18477	0.29608
		A = a × S + b	係数 b	24	24	24	24	24	24
		500m ² ≤ S ≤ 20,000m ²	係数 a	16.716	6.0055	6.6337	4.5694	0.7395	1.623
		A = a × S ^b	係数 b	0.675	0.6737	0.6677	0.748	0.814	0.7504
		20,000m ² < S	係数 a	0.45144	0.1598	0.16486	0.28177	0.095405	0.10282
		A = a × S + b	係数 b	4347.2	1548.1	1640.8	1898.7	436	683.98
	第2類	S<1,000m ²	係数 a	2.4259	0.52807	0.44617	0.76574	0.19497	0.17254
		A = a × S + b	係数 b	24	24	24	24	24	24
第八号	第1類	1,000m ² ≤ S ≤ 20,000m ²	係数 a	249.49	11.089	1.8589	108.09	11.053	10.185
		A = a × S ^b	係数 b	0.3307	0.5657	0.801	0.2879	0.4323	0.4285
		20,000m ² < S	係数 a	0.1091	0.085024	0.20748	0.026932	0.017281	0.015201
		A = a × S + b	係数 b	4415.9	1305.5	1031	1332.3	453.87	405.48
	第2類	S<1,000m ²	係数 a	2.6464	0.52807	0.44617	1.2712	0.19497	0.17254
		A = a × S + b	係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000m ² ≤ S ≤ 20,000m ²	係数 a	271.94	11.089	1.8589	177.27	11.053	10.185
		A = a × S ^b	係数 b	0.3307	0.5657	0.801	0.2879	0.4323	0.4285
		20,000m ² < S	係数 a	0.11891	0.085024	0.20748	0.044169	0.017281	0.015201
		A = a × S + b	係数 b	4813.4	1305.5	1031	2184.9	453.87	405.48
第九号	第1類	S<1000m ²	係数 a	1.6875	0.96893	0.66399	0.86007	0.18536	0.19052
		A = a × S + b	係数 b	24	24	24	24	24	24
		1000m ² ≤ S ≤ 10,000m ²	係数 a	40.746	98.496	18.167	120.75	4.8049	8.7172
		A = a × S ^b	係数 b	0.5411	0.3345	0.5261	0.2882	0.5464	0.4637
		10,000m ² < S	係数 a	0.32193	0.071749	0.12155	0.049474	0.040253	0.028934
		A = a × S + b	係数 b	2730.3	1427.5	1094.9	1221.9	334.16	334.65
	第2類	S<1,000m ²	係数 a	3.1937	0.96893	0.66399	1.9828	0.18536	0.19052
		A = a × S + b	係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000m ² ≤ S ≤ 20,000m ²	係数 a	76.603	98.496	18.167	274.1	4.8049	8.7172
		A = a × S ^b	係数 b	0.5411	0.3345	0.5261	0.2882	0.5464	0.4637
		20,000m ² < S	係数 a	0.44033	0.045235	0.087517	0.068569	0.029393	0.019951
		A = a × S + b	係数 b	7468.9	1800	1576.7	3387.1	488.03	461.51

建築物 の類型	建築物 の用途 等	適用規模別の算定式 A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m ²)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
				設計			工事監理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第十号	第1類	S<300m ²	係数a	3.1223	1.1681	1.0349	1.5576	0.23378	0.24266
		A = a × S + b	係数b	24	24	24	24	24	24
		300m ² ≤ S ≤ 10,000m ²	係数a	44.05	20.902	8.6156	33.143	7.4333	3.0652
		A = a × S ^b	係数b	0.5404	0.5059	0.6415	0.4727	0.4451	0.6053
		10,000m ² < S	係数a	0.34535	0.11165	0.20346	0.12184	0.019954	0.048936
		A = a × S + b	係数b	2937.2	1090.4	1137.1	1359.1	248.77	319.1
	第2類	S<1,000m ²	係数a	2.4619	0.66447	0.70008	0.99149	0.13687	0.17661
		A = a × S + b	係数b	24	24	24	24	24	24
		1,000m ² ≤ S ≤ 20,000m ²	係数a	59.467	20.902	8.6156	38.777	7.4333	3.0652
		A = a × S ^b	係数b	0.5404	0.5059	0.6415	0.4727	0.4451	0.6053
		20,000m ² < S	係数a	0.33903	0.079271	0.15869	0.098907	0.013583	0.037223
		A = a × S + b	係数b	5766.8	1548.4	1773.8	2206.6	338.68	485.45
第十一号	第1類	S<500m ²	係数a	2.0767	0.62249	0.64742	1.4728	0.2065	0.30504
		A = a × S + b	係数b	24	24	24	24	24	24
		500m ² ≤ S ≤ 10,000m ²	係数a	14.724	5.779	2.1861	188.3	6.4081	7.0764
		A = a × S ^b	係数b	0.6885	0.6534	0.8157	0.2246	0.4809	0.5176
		10,000m ² < S	係数a	0.57535	0.15511	0.32659	0.03347	0.025845	0.043073
		A = a × S + b	係数b	2603	822.75	737.88	1155.5	278.99	401.44
	第2類	S<500m ²	係数a	3.2666	0.62249	0.64742	3.0848	0.2065	0.30504
		A = a × S + b	係数b	24	24	24	24	24	24
		500m ² ≤ S ≤ 10,000m ²	係数a	22.97	5.779	2.1861	387.89	6.4081	7.0764
		A = a × S ^b	係数b	0.6885	0.6534	0.8157	0.2246	0.4809	0.5176
		10,000m ² < S	係数a	0.89756	0.15511	0.32659	0.068947	0.025845	0.043073
		A = a × S + b	係数b	4060.9	822.75	737.88	2380.3	278.99	401.44
第十二号	第1類	S<300m ²	係数a	2.7675	1.35	0.67659	1.1863	0.34015	0.51456
		A = a × S + b	係数b	24	24	24	24	24	24
		300m ² ≤ S ≤ 10,000m ²	係数a	21.107	11.82	1.5035	9.06	5.0863	4.7545
		A = a × S ^b	係数b	0.6488	0.6297	0.8796	0.655	0.5628	0.6355
		10,000m ² < S	係数a	0.53918	0.24578	0.4363	0.24738	0.051045	0.10525
		A = a × S + b	係数b	2918.7	1445.4	597.25	1303	396.54	603.67
	第2類	S<500m ²	係数a	3.498	1.1356	0.66346	1.8842	0.28806	0.44555
		A = a × S + b	係数b	24	24	24	24	24	24
		500m ² ≤ S ≤ 20,000m ²	係数a	31.45	11.82	1.5035	16.489	5.0863	4.7545
		A = a × S ^b	係数b	0.6488	0.6297	0.8796	0.655	0.5628	0.6355
		20,000m ² < S	係数a	0.62981	0.19014	0.40137	0.35447	0.0377	0.081751
		A = a × S + b	係数b	6818.4	2236.4	1098.8	3734.1	585.74	937.8

別表1－3 耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち設計意図伝達業務を除いた業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m ²)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数
		構造
500m ² ≤ S ≤ 7,500m ²	係数 a	3.4765
A = a × S ^b	係数 b	0.6011

別表1－4 耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m ²)		耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数
500m ² ≤ S ≤ 7,500m ²	係数 a	21.052
A = a × S ^b	係数 b	0.4179

別表2-1 改修工事の設計に係る図面1枚毎の複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数
建築	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0
	C	複雑	1.4

図面の複雑度			複雑度に係る係数
設備	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0
	C	複雑	1.4

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表2-2 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目			床面積の合計										
			五百平方メートル	七百五十平方メートル	千平方メートル	千五百平方メートル	二千平方メートル	三千平方メートル	五千平方メートル	七千五百平方メートル	一万平方メートル	一万五千平方メートル	二万平方メートル
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.02	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	0.06	0.08	0.08
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 基本設計図書の作成		0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
	(6) 概算工事費の検討		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01
実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.43	0.41	0.41	0.40	0.38	0.37	0.34	0.33	0.32	0.30	0.29
		(ii) 建築確認申請図書の作成	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	(5) 概算工事費の検討		0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07

別表2-3 工事監理業務に関する業務細分率

業務内容の項目	床面積の合計		五百 平方 メー トル	七百 五十 平方 メー トル	千平 方メ ー トル	千五 百平 方メ ー トル	二千 平方 メー トル	三千 平方 メー トル	五千 平方 メー トル	七千 五百 平方 メー トル	一万 平方 メー トル	一万 五千 平方 メー トル	二万 平方 メー トル
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08
		(ii) 質疑書の検討	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.10	0.10	0.11	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
	(6) 工事監理報告書等の提出		0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.08
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 最終支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

別表2-4 工事監理業務に関する標準的な項目別対象外業務率

	業務内容の項目		項目別対象外業務率
工事監理に係る対象外業務率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.13
		(ii) 質疑書の検討	0.12
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		—
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.10
	(6) 工事監理報告書等の提出		0.04
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		1.00
	(2) 工程表の検討及び報告		—
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		—
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立会い		1.00
	(6) 関係機関の検査立会い等		0.09
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	1.00
		(ii) 最終支払い請求の審査	1.00

別表2-5 新築工事の工事監理業務における完成図の確認に係る追加業務率

対象	床面積の合計										
	五百平方メートル	七百五十平方メートル	千平方メートル	千五百平方メートル	二千平方メートル	三千平方メートル	五千平方メートル	七千五百平方メートル	一万平方メートル	一万五千平方メートル	二万平方メートル
建築工事	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.007	0.007	0.008	0.009	0.009
設備工事	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.007	0.007	0.008	0.008	0.009	0.009